

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第21号 平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第28号 平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第5 議案第4号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更について
- 日程第6 議案第5号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更について
- 日程第7 議案第9号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第13号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第15号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第19号 平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第20号 平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第26号 平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第13 議案第27号 平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第14 議案第16号 瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第17号 瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第22号 平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第23号 平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第24号 平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第29号 平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第30号 平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第21 議案第31号 平成24年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第22 議案第32号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第23 議案第6号 瑞穂市第1次総合計画の後期基本計画を定めることについて
- 日程第24 議案第7号 瑞穂市指定金融機関の指定について
- 日程第25 議案第8号 包括外部監査契約の締結について
- 日程第26 議案第10号 瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第11号 瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に

ついて

- 日程第28 議案第12号 瑞穂市政治倫理条例の一部を改正する条例について
日程第29 議案第14号 瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
日程第30 議案第18号 平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
日程第31 議案第25号 平成24年度瑞穂市一般会計予算
日程第32 発委第1号 瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第33 発議第2号 消費税増税に反対する意見書について
日程第34 発議第3号 若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書について
日程第35 土地財産調査特別委員会の中間報告の件
日程第36 下水道推進特別委員会の中間報告の件
日程第37 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	熊	谷	祐	子			
3番	西	岡	一	成	4番	庄	田	昭	人	
5番	森	治	久	6番	棚	橋	敏	明		
7番	広	瀬	武	雄	8番	松	野	藤	四	郎
9番	広	瀬	捨	男	10番	土	田	裕		
11番	小	寺	徹	12番	若	井	千	尋		
13番	清	水	治	14番	山	田	隆	義		
15番	土	屋	隆	義	16番	小	川	勝	範	
17番	藤	橋	礼	治	18番	若	園	五	朗	
19番	星	川	睦	枝						

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長 堀 孝 正 副 市 長 奥 田 尚 道

教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	伊 藤 脩 祠
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	高 田 薫
福 祉 部 長	宇 野 睦 子	都 市 整 備 部 長	福 富 保 文
調 整 監	岩 田 勝 之	環 境 水 道 部 長	弘 岡 敏
会 計 管 理 者	馬 淵 哲 男	教 育 次 長	林 鉄 雄
監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 井 章 治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	田 宮 康 弘	書 記	清 水 千 尋
書 記	今 木 浩 靖		

開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

傍聴者の皆様方、早朝よりありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 諸般の報告

議長（星川睦枝君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

6 件報告します。

まず、3 件について議会事務局長より報告させます。

議会事務局長（田宮康弘君） それでは、議長にかわりまして 3 件報告します。

まず 1 件目は、地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成 24 年 1 月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して 2 件目ですが、地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査の結果報告を同条第 9 項の規定により監査委員から受けております。監査は、12 月 20 日に穂積北中学校を対象に実施されました。

財務について、財務の執行は、穂積北中学校が執行するもの以外に、学校教育課、教育総務課がそれぞれ執行するものがあり、穂積北中学校関係として、10 月末現在、学校管理費では、予算額 1,731 万 8,000 円、執行済額 726 万 9,028 円、比率 42.0%。教育振興費では、予算額 606 万 7,000 円、執行済額 106 万 219 円、比率として 17.5%であった。

予算について、予算編成は細節レベルでされており、需用費は、学校当たり、生徒数当たりの単価をもとに積算されているものが多い。しかし、前年度実績等を余り考慮していないためか、積算と実績がかけ離れているものがあるので、適正に努めていただきたい。

需用費の用途について、学校管理費と教育振興費にそれぞれ需用費があるが、経理簿からはその用途基準が判断できないし、説明を受けても明確な基準がないようである。国等への支出状況の報告もあるとのことなので、明確な判断基準を設けて費用対効果を検証できるようにすべきである。

平成 22 年度においては、それぞれの予算でコートブラシ（各 2 本ずつ）を購入している。学校開放で使用するものを学校管理費で、授業で使用するものを教育振興費で購入したと説明を受けた。しかし、学校開放は生涯学習課の事務であり、生涯学習課の予算で購入しないと費用

対効果が測定できないと考える。また、管理運営費でスペアキーを十数回購入しているが、その都度購入するとその必要性に疑問を抱くので、今後はできるだけまとめて購入したほうがよいと考える。

月締めの場合の支払いについて、瑞穂市契約規則及び同取扱要領によれば、5万円以上の物品購入は請書が必要となる。経理簿で5万円以上の支出が2社あったため確認したところ、両社とも月締めでまとめた請求のため、請書は必要ないとの説明を受けた。念のため、支出金調書を確認した結果、そのうちの1社は他の中学校も利用しており、請求の形態がばらばらで、月締めとは判断できなかった。会計処理方法の徹底を願いたい。

施設修繕について、同一負担行為日に同一業者による複数の修繕工事があったので、まとめて一括で発注できなかったのか確認したところ、請求書をまとめてもらっているために同一負担行為日になっており、発注はそれぞれ別の日であるとの説明を受けた。瑞穂市契約規則及び同取扱要領によれば、修繕工事の場合には、請負金額が10万以上50万円未満だと請書が必要となる。学校の場合、緊急を要する修繕があることは理解できるが、経理簿からすると、その事務を省略するために請求書を分けていると判断されかねないので、誤解を招かないように注意していただきたい。

保健室医薬品について、保健室にある医薬品は外用剤のみで、内服剤は置いていなかった。医薬品は施錠できる薬品戸棚で管理されており、薬品使用簿を備えて養護教諭が管理を行っていた。引き続き適切な保管管理に努められたい。

理科準備室薬品について、薬品は、準備室内に設けられた暗室に保管しており、薬品台帳も整備されていた。薬品戸棚はつくりつけのようであるが、耐震対策には万全を期されたい。また、薬品は薬品整理箱に収納されたものがほとんどであったが、収納されていないものについても薬品整理箱で収納できないか検討いただきたい。

毒物及び劇物の保管場所には決められた表示がされ、施錠もされていた。不要薬品や実験廃液は置かれていなかった。

図書について、学校図書（複数冊）を入札にて購入した場合、教育委員会の備品管理は図書一式で合計金額となっている。一方、学校側は1冊ずつ台帳を作成しているが、価格は把握されていない。現在の管理方法では、処分または廃棄の際に支障が生じると考えるので、他の学校も含め、早急に対応願いたいとの報告でした。

また、1月31日には、巢南中学校を対象に実施されました。

財務について、財務の執行は、巢南中学校が執行するもの以外に、学校教育課、教育総務課がそれぞれ執行するものがあり、巢南中学校関係として、11月末現在、学校管理費では、予算額1,791万8,000円、執行済額967万8,850円、比率54.0%。教育振興費では、予算額614万4,000円、執行済額155万3,067円、比率25.3%であった。

3軸ミュウロボ特別セット、技術科で使うものですが、について、上記の物品を同一業者から11月に5回購入していたため、一括で購入できなかったのか確認したところ、一括購入すべきだったとの回答を得た。瑞穂市契約規則及び同取扱要領によれば、5万円以上の物品購入は、請書が必要となる。経理簿からすると、事務を省略するために5万円を超えないように分けて購入していると誤解を招くので、できるものはまとめて購入するようすべきである。

需用費の用途について、昨年度、学校管理費及び教育振興費それぞれの需用費でサッカーゴールネットを購入していた。今年度、他の中学校でサッカーゴールネットを備品として購入していたため、それぞれの違いを確認したところ、昨年度、備品として購入しなければならないものを誤ったとの回答を得た。今後は適正な執行に努められたい。

施設修繕について、今年度より、施設修繕の予算管理・執行は教育総務課が行うことになっているが、支出金調書の決裁を学校教育課が行っているものがあつたので、今後はこのようなことがないように徹底されたい。

保健室医薬品について、保健室にある医薬品は外用剤のみで、内服剤は置いていなかった。医薬品は施錠できる薬品戸棚で保管され、養護教諭が管理を行っていたが、薬品使用（管理）簿は備えていなかったため、保管管理には十分注意していただきたい。

理科準備室薬品について、薬品は、昨年度建設した特別教室棟にある理科準備室内の一角をホワイトボードで仕切って保管しており、薬品台帳も整備されていた。しかし、薬品戸棚は耐震対策がされていなく、発災の際には倒壊するので、至急対応すべきである。また、薬品整理箱に収納されていない薬品については、薬品整理箱で収納できないか検討いただきたい。

毒物及び劇物の保管場所には施錠されていたが、毒物及び劇物取締法に規定されている文字の表示はされていなかった。表示によって生徒の目につくことを危惧して、あえてされていないとのことであったが、きちんと表示して、生徒に理解させるべきである。

処分に費用がかかるためそのまま保管されていた不要薬品があつたので、予算を計上して、早急に最初すべきである。

実験廃液は置かれていなかった。

寄附について、寄附されたものの管理について確認したところ、台帳の整備が定かではなかった。資産の管理上必要なため、他の学校も含め、早急に確認して整備しておくべきである。

学校給食費について、12月末現在で、平成21年度の未納が322万880円、平成22年度分が334万167円となっている。これまで、教育委員会事務局には未納解消を強く要望し続けているところである。学校給食費は2年で時効となるため、このままいくと、平成23年度の未納欠損は平成22年度の321万7,210円とほぼ同額になることが予想される。今回、未納解消について校長先生にお願いしてみたところ、協力できることは協力しますとの返事をいただけたので、教育委員会事務局は、早急に検討して対応していただきたいとの報告でした。

3件目は、お手元に配付しましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による、平成21年度及び平成22年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を、同条の規定により教育長から受けております。以上でございます。議長（星川睦枝君）以上、報告しました資料は、事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思っております。

4件目は、お手元に配付しましたとおり、本日3月21日、議会運営委員会委員長から、発委第1号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出されました。

5件目は、本日3月21日、小寺徹君から、発議第2号消費税増税に反対する意見書についてが提出されました。

最後、6件目は、本日3月21日、若井千尋君から、発議第3号若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書についてが提出されました。

これらについては、後ほど議題にしたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第21号及び日程第3 議案第28号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第2、議案第21号平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第3、議案第28号平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を一括議題とします。

これらについては文教委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教委員長 庄田昭人君。

文教委員長（庄田昭人君） おはようございます。

ただいま一括議題となりました2議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

文教委員会は、3月6日午前9時30分から、巢南庁舎3の2の会議室で開催いたしました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、教育長、教育次長及び所管の課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第21号平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を審査いたしました。

補足説明として、当初予算編成時に見込んだ生徒・児童数より、中学校では47人が減、小学校では107人が減であったため、また、保育所では園児数の減のほかに、実際に給食を実施した日数が当初の223日から221日と少なくなったため、歳入の給食費負担金を999万8,000円の減

額となり、それに合わせて歳出の賄い材料代を減額するものである。収納率は99%を見込んでいたとの説明がありました。

質疑では、給食費の滞納について、子ども手当から徴収が可能になったが、取り組み状況と成果はどのようになっているのかとの問いに、監査委員からも指摘があった。国からは、勝手に天引きはできない、本人の同意があれば子ども手当から天引きができると、23年12月の通知があり、現在、未納者80件に対して11件の同意の申し出を受け、2月10日に子ども手当から46万円の天引きを行ったとの答弁がありました。

続いて、11件以外の方の同意をいただけなかった理由はあるのかとの質疑では、会えなかった方には、返信用封筒を入れ文章を発送したり、電話をしたりしているが、何も連絡なかったりもある。中には、それなら支払いますと納付されるケースもあるとの答弁がありました。

また、給食費の公的負担の導入について、全国的に動向を調査したことはあるのかとの質疑では、調査したことはないが、つかんでいる範囲では、公的負担の導入を聞いたことがない。受益者負担の原則を行っている。年間2億8,600万円もの大きな額を税金から払うことを理解してもらえるのか。しかし、今後も調査・研究はしてみたいとの答弁がありました。

また、意見として、給食を食べるものだけではなく、食育・教育として踏まえると、考え方の問題として、公的負担をどう考えるのか整理しておく必要があるとの意見がありました。

また、地産地消の取り組みと、購入単価はどうかとの質疑については、23年度からは、JAや農業普及委員の協力のもと、特に力を入れて取り組んでいる新たな項目として、タマネギ、ジャガイモ、ニンジンを導入した。以前から引き続き、ジャガイモ、大根、白菜、柿、ナシなどについては、数量は相当数ふえてきている。価格もJAを通してきているので、市販と同等または若干安く仕入れているとの答弁がありました。

学校給食の中で食育教育として、生産農家と交流して、実際に作物について学び、農業に親しむことを考えているのかとの質疑では、一部の学校では、実際に生産者と一緒に大根の作付や収穫を行っているとの答弁がありました。

また、総合学習の中でテーマとして取り組むことはできているのかとの質疑では、総合的な学習の時間があり、地元の農家の方とかかわって学習を進めていく形をとることもできる。また、3年生では社会科の学習で農業をやるので、ここで学習をすることもできる。ただ、小学校においては、本年度から学習指導要領が変わり、総合的な学習の時間がかなり削られてしまった。対応としてはかなり苦慮しながらも、そういった内容についてはぜひ継続したいので、努力をして進めている状況であるとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第28号平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を審査いたしました。

補足説明として、給食費負担金は、予定給食人員数及び食数において、中学校1,735人分、

小学校3,509人分、幼稚園は3年保育で250人分ふえている。保育所1,224人分で試算した。その他、試食分、給食センター職員分等を合わせ、2億8,895万6,000円の予算となっているとの説明でありました。

質疑では、24年度事業の特徴はあるのかとの問いでは、給食のメニューの中に、地元の食材を使った岐阜県の献立の日、瑞穂市の献立の日をさらにふやすなど、地産地消の推進を課題としているとの答弁がありました。

また、包括外部監査結果報告で、調理師会負担金は公益性がないとの指摘があったがどうなっているのかとの質疑では、指摘事項どおり、今年度から負担金の支払いはやめたとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

以上で、文教委員会の委員長報告を終わります。平成24年3月21日、文教委員会委員長 庄田昭人。

議長（星川睦枝君） これより議案第21号平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第28号平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号から日程第13 議案第27号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第4、議案第3号岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてから日程第13、議案第27号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算までを一括議題とします。

これについては、厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生委員長 土田裕君。

厚生委員長（土田 裕君） 皆さん、おはようございます。

議席番号10番 土田裕です。

ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、一括議題となりました10議案について、会議規則第39条の規定により、厚生委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

厚生委員会は、3月7日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席をし、執行部から副市長及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、議案番号順に要点を絞って審査の内容を報告いたします。

最初に、議案第3号岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、外国人登録法が平成24年7月9日に廃止され、外国人住民についても住民基本台帳制度が適用されるために、岐阜県後期高齢者医療広域連合の規約を変更するものであるとの補足説明を受けました。

質疑、討論なく、採決に入り、全会一致により可決しました。

次に、議案第4号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の変更についてであります。

この施設は、児童福祉法の改定により、同法に基づく児童発達支援センターとなることに伴い、岐阜地域児童発達支援センター組合とするため、組合の名称も含め、規約を変更するものとの補足説明がありました。

質疑、討論なく、採決に入り、全会一致で可決しました。

次に、議案第5号証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更についてであります。

これは、住民票など各種の証明書の広域発行を事務委託している規約であります。これも外国人登録法の廃止に伴う規約の変更であるとの補足説明でした。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第9号住民基本台帳法の一部を改正する法律等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

外国人登録法の廃止に伴い、関係条例を整備する条例であります。瑞穂市行政組織条例、瑞穂市印鑑条例、瑞穂市手数料条例、瑞穂市重度心身障害児福祉金支給条例及び瑞穂市長寿者褒章条例の外国人に係る条文をそれぞれ整備し、改正するための条例であるとの補足説明を受けました。

質疑に入り、外国人の選挙権はどうなるのかとの質問に、外国人に選挙権はなく、今までどおりですとの答弁でした。

また、外国人の対象者の人数はの質問には、本年1月末現在で1,718名が対象になります。その国籍別の主な内訳は、中国818名、フィリピン426名、ブラジル205名、韓国・朝鮮146名ですとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第13号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。

身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の改正により、相談員事務が県から市に権限移譲されることに伴い、身体障害者相談員及び知的障害者相談員の報酬を定め、あわせて、今まで無報酬であった保健センター管理医についても、他市町の現状を踏まえ、その報酬を定めるものであるとの補足説明を受けた後、質疑に入りました。

相談員事務が県から市に権限移譲されるが、人口などに基づく相談員の定数などのマニュアルはあるのか。また、相談員は重複しているのかとの質問に、相談員事務は、平成24年度の途中に県から権限移譲をされるので、平成24年度は、県が定める人数のままで行いたい。身体障害者相談員は5名で、障害者の方が相談員となる。また、知的障害者相談員は1名で、知的障害者の保護者や関係者が相談員となる。県の統計を見ると、1人当たりの相談数は、知的障害者の方が多。相談員の人数などについては、今後検討していきたいとの答弁でした。

また、相談員の位置づけ、相談内容についてはどうかとの質問には、相談内容は、生活、制度、その他多種多様にわたる。相談員には、障害者本人やその家族などがなるため、制度などに熟知されている方が多く、きめ細やかな対応ができるように考えていきたいとの答弁でした。

次に、相談員の月額報酬については、県の基準なのか。相談員は、電話相談などの対応に経費がかかると思うが、その根拠は何かとの質問には、平成24年度は、年度の途中での県からの権限移譲なので、県の制度をそのまま引き継いでお願いしたい。相談件数も多く、今後、人数や報酬について検討していかなければならないとの答弁でした。

その他にも、知的障害者の将来について、障害者設備の整備などの具体的な計画や施策についての質問や要望もあり、活発な論議がされました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第15号瑞穂市税条例の一部を改正する条例について、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の公布等に伴い、市税条例を改正するものであります。

その内容は、法人実効税率の引き下げに伴う県と市の増減収を調整するため、財源移譲による市たばこ税率の改正、市民税の退職所得の分離課税に係る所得割の特別措置の廃止、また、東日本大震災により生じた家具等の損失を平成22年分の所得金額から控除する条文の再整備と、市が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するために、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人の市民税の均等割額に500円（県民税と合わせて1,000円）を加算する特例措置を設定するものであります。あわせて、用途変更宅地等に係る固定資産税の適用期間の終了により、当該条文を削除する改正であるとの補足説明がありました。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をしました。

議案第19号平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、既存の歳入歳出予算をそれぞれ1億1,140万1,000円を減額するものであります。

予算書に沿って補足説明を受け、補正内容は、事業の確定または実績などによるものであるとのことでした。

質疑に入り、高額医療の疾病は何か、また、件数はどうなのかの質疑に、がんや糖尿病などからの心臓疾患などの病気です。件数については把握していないが、県下では減ってきている。当市の高額医療については、国や県などにより交付される金額のほうが、市が負担している額を上回っているとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第20号平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）については、

既存の歳入歳出予算をそれぞれ369万1,000円減額するものであり、事業の確定、実績などによる増減額であるとの補足説明を受けました。

その後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

議案第26号平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出予算総額44億6,218万5,000円とするものであり、前年度比1億2,917万7,000円、3.0%増加しているなど、予算書により節別に補足説明を受けました。

質疑に入り、市単独の特色のある事業はあるのかとの質問に、他市町も行っているところもあるが、人間ドック助成制度事業がある。その他には、疾病予防として特定歯科検診を40歳から60歳までの間、5歳刻みで実施しているとの答弁があり、また、葬祭費とはの質問には、国保の被保険者が亡くなられて、葬儀をされた方からの申請により5万円を給付するとの答弁でした。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

最後に、議案第27号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算についてです。

歳入歳出予算総額3億6,853万1,000円とするものであり、前年度比2,984万5,000円で、8.8%と大きく増加している。保険料を平成20年度から4年間据え置いてきたが、今回見直しを行い、改正したなど、予算書に沿って節別に補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、疾病の予防のため、人間ドック助成制度など予防事業をもっと市民に周知すべきであるが、その人数及び将来の方針はどうかとの質問に、平成23年度の人間ドック助成制度の利用者は10件に満たなかった。1件9,000円を限度に助成しているが、24年度は30件を見込んでいる。また、すこやか検診の受診率は、平成21年度24.9%、22年度は33.5%、23年度は36.4%である。PRを行い、周知して、受けていただくようにしたいとの答弁があり、高齢者になると合併症などが出て大変になる。受診されている方はいいが、受診されていない方が多い。制度などの周知徹底をされたいとの意見がありました。

討論では、国の情勢は、後期高齢者医療制度を廃止すると言われている。県では、保険料の改正により値上げがされてしまう。保険料を支払いたくても支払えない方も多く、滞納者もふえているという現状がある。その意味から反対するとの反対討論がありました。

賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決をいたしました。

以上で、厚生委員会の委員長報告を終わらせていただきます。平成24年3月21日、厚生委員会委員長 土田裕。

議長（星川睦枝君） これより議案第3号岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第4号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合の規約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第5号証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第9号住民基本台帳法の一部を改正する法律等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第13号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第15号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第19号平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の……。

〔「議長、賛成の数字が違うの」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 起立していただいた時点で、私、確認、全員をした中で着席と言わせていただいています。若干数字との合わない部分は、ちょっと調子が悪い部分があるそうです。そしてまた、全員押していただくようにお願いします。きちっと押していただきたいと思いますので。私、全員の起立を確かめた上でのあれです。そして、さっと立っていただきたいんです、立つときは。

〔「了解しました」の声あり〕

議長（星川睦枝君） これより議案第19号平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第20号平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第26号平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第26号平成24年度国民健康保険事業特別会計予算に反対の討論をいたします。

国民健康保険事業は、瑞穂市民の命と健康を守る大変大切な事業でございます。今、日本は国民皆保険ということで、全員の方が保険に入る制度であります。その制度を一番底から支えておる低所得者や年金生活者も加入でき、支えているのが国民健康保険でございます。

今、TPPに参加をして協議がされておりますけれども、日本医師会は、TPPに参加すると国民皆保険制度が脅かされるということで、懸念を表明し、反対をしております。これは、混合診療制度というのが導入されて、保険診療をする診療項目を少なくして、高度な医療を受ける場合は保険でかかれないと、そういう制度を導入しようとしているからでございます。さらに、これはアメリカからの保険業界が圧力をかけて混合診療制度を導入し、高い医療では保険がきかない。それなら民間の保険に入るべきだと。そうでなければ安心できないよということで、医療保険の拡大をねらう、そういうことがあるからでございます。

そういう点からも、国民健康保険事業は大変大切な事業でございますが、しかし、現行は、国保税が高くて払えない、安心して医者にもかかれない、そういう声がたくさん広まって、聞いております。私たち日本共産党は、選挙の公約で1人当たり1万円の保険税の値下げを公約

し、議会のたびごとに国民健康保険税値下げを主張してきました。12月議会において見直しが提案されましたけれども、国保税、後期高齢者医療、介護保険あわせて見直しがされての通算いたしますと、ほとんど金額には変わらないという結果でございました。そういう点では、今回の24年度の予算案提案には、国保税の値下げを伴う条例も提案し、予算案を提案する、そういう趣旨が通されるべきでないかと私たちは考えております。しかし、値下げ案が提案されておられませんので、反対をいたします。

以上が反対理由でございます。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

今、小寺議員が言われましたように、国保税をめぐる動向、その本質については全く同感であります。私もそのように思っております。では、なぜ賛成をするのかということですが、私も、簡単に申し上げたいと思います。

今、一般会計から次年度の予算を見ますと、3億279万8,000円の繰り入れをしております。これでいいかということ、小寺議員がおっしゃったように、1万円下げるといふなことを含めて考えても、この繰り入れを今後ふやしていくということに私は検討をしていただきたいというふうに思います。

ただ、そもそも国の国保に対する補助自体が、ずうっと半分ほどに減らされてきている、こういうところを根本で変えていかないと、何でもかんでも地方自治体に任せて、それでやっていけという国の姿勢は、断じて許されてはいけないというふうに思っております。

これは国保の特別会計でありますけれども、今申し上げたように、一般会計から3億279万8,000円の繰り入れがありますけれども、その一般会計そのものと切り離して考えられないんです。一般会計との関係で考えれば、公共下水道の問題、さらには都市公園の整備の問題、排水機場の整備の問題等々、堀市政になって2期目ですけれども、多くの懸案事項がある中で、半歩ずつでも前を向いて努力をしていこうと、そういう姿勢はあるだろうというふうに評価をいたしております。ですから、全体的に個別個別で見ると小寺議員のようになってしまいうんですけれども、その辺は全体的な堀市長の努力というものを評価をする中で、小寺議員と同じような趣旨ではありますけれども、ぜひ今後ともこの一般会計について、繰り入れを含めて、できるところを努力をしていただきたいというふうな意味を込めて賛成ということになります。賛成の意味だけちょっと明らかにしておきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第27号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 土田裕君。

10番（土田 裕君） 議席番号10番、日本共産党、土田です。

今、委員長報告での発言の中で、これは委員長としての発言でございました。今度は日本共産党の趣旨、また市民の願う気持ちで反対討論をさせていただきます。

議案第27号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算についての反対討論をさせていただきます。

ここに、後期高齢者医療制度の保険料に対して、厚生労働省が発せられました資料がございます。世帯収入、年金、年収177万円以下の方が、こういう統計が出ています。保険料が高いというようなことで、39%の方がそう感じられています。そして、年金収入177万円を超えて292万未満の方も、約25%が、これはいかんぞということを感じておられます。

ちなみに、もう少し上がりますと、年収が292万円以上の年収者でも、年金者も、22%が上がったという、大変高いということが統計に載っています。

こういう観点から、先ほども委員長報告の中で反対討論をしたのは私でございますが、この保険料本当に高い。今、小寺議員も述べました、国民健康保険から切り離しながら、後期高齢者、75歳以上をするというような制度でございますが、国の情勢も見ながら反対をするんだと、廃止するんだというような動きもございますが、これはいろんなことで問題点がございます。

ぜひともこういう高齢者の方々の身を守るための施策は、やはり医療並びに介護を含めたものの軽減を図るべきじゃないかと、私はそういうふうに思う次第でございますので、何とぞこの御理解を賜って、後期高齢者医療制度のことに反対をしていただけたらと思っています。

以上で反対討論とさせていただきます。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 議席番号4番、新生クラブ、庄田昭人です。

議案第27号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算について、賛成討論させていただきます。

平成24年度後期高齢者医療事業の予算につきましては、まず、平成24年度から保険料率が引き上げになることが岐阜県後期高齢者広域連合議会において可決、平成24年2月21日の議会での報告でありました。この議会は堀市長も出席しております議会でございます。その議会の中の連合長の意見のところがあります。少し読ませていただきます。

政府は、2月17日に社会保障・税一体改革大綱の閣議決定し、その中で後期高齢者医療制度につきまして、高齢者医療制度改革会議の取りまとめなどを踏まえ、関係者の理解を得た上で、現在開会されている通常国会に、制度廃止に向けた見直しのため法案を提出することとしております。しかしながら、いまだに都道府県などの賛成を得られず、依然、先行き不透明な状況が続いております。当広域連合といたしましては、医療費の増大が見込まれる中、国は将来にわたり、国民健康保険制度を堅持するため、財源として国費を充実拡充することにより、新制度の運営主体は都道府県とすることなど、全国後期高齢者医療広域連合議会を通じて国に要望してまいりました。先ほど土田議員も言われたように、今後も先行きが不透明であります。制度改革の動向を注視しながら、国に対する要望、意見具申を行ってまいりますと言われております。

この引き上げ内容については、賛否が分かれるところだと考えております。しかし、後期高齢者医療は、御存じのとおり、平成20年度から開始され、保険料については2年ごとに改定、見直すことになっております。1回目の改定は、平成22年度から保険料率になっております。岐阜県の場合には、平成22年度改定時の保険料率は据え置いております。この改定時に、全国において据え置いたのは、47都道府県で16団体となっております。2回目の改定が、今回の平成24年度からの改定になり、今回の改定においては、新聞記事からの情報ではございますが、据え置きは、47都道府県中わずか3県となっております。この報道からもわかるように、ほとんどの団体が引き上げになっている、また全国の引き上げ率は5.4%の上昇となっております。

そこで、岐阜県の場合には、後期高齢者医療事業の状況になりますが、被保険者数は、高齢化

により毎年約8,500人の増加、率にしまして3%の増加傾向にあります。被保険者の所得は、年収収入が年々減少しておる関係から、1人当たりの総所得が約1.5%減少しております。医療費においては、平成27年度1人当たりの医療費は76万6,874円を見込んでおり、毎年5%から6%の増加をしております。このように、被保険者数が増加しつつも、所得が減少し、保険収入は横ばいから微減となっております。医療費は依然5%を超える伸びが続いている中、平成20年度から4年間据え置き保険料でしのいできましたが、やむを得ず引き上げざるを得ない状態が続いているのが現状と考えざるを得ません。

平成24年度、25年度の保険料率の算定に当たっては、保険料の負担を抑制しないと、1人当たりの保険料は11.8%の増加となってしまいますが、国・県からの財源の手当である財政安定化基金のうち6億6,000万円を活用しまして、1人当たりの保険料の負担を平均で5万6,423円とすることで、平成23年度1人当たりの保険料と比較して2,118円の増加、率にして4%の増加を抑えることができたのであります。要するに11.8%の引き上げが必要なものを4%に抑制したことになります。ここで御理解をいただければ、この岐阜県の5万6,423円の1人当たりの保険料、全国的では23番目となり、ほぼ中間位置になり、全国平均保険料は5万8,952円となり、全国平均よりも2,529円低くなっております。全国平均よりも安くなっていることが、これでわかると思います。

後期高齢者医療を取り巻く状況や、瑞穂市国民健康保険と同様、待ったなしの厳しい状況下であることは間違いありません。されど、現状を正しく見詰め、分析しながら、保険料負担を抑制し、改定している状況や、少しでも医療費を削減するために、健診事業、人間ドック、ジェネリック医薬品の推進を早くから重視し、他県よりも積極的に実践している状況が考慮せずにはられません。これから国で審議されている社会保障と税の一体改革や、医療保険の広域化、再編成への足がかりとつけられるような意味合いも含め、議案第27号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算について、値上げをするという反対ではなく、今後もよく検討をし、将来に大きなツケとならないようにしなければならぬと感じ、賛成することといたします。以上でございます。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は10時55分とします。よろしく願います。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時56分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第16号から日程第22 議案第32号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第14、議案第16号瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例についてから日程第22、議案第32号市道路線の認定及び廃止についてまでを一括議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 広瀬捨男君。

産業建設委員長（広瀬捨男君） 議席番号9番 広瀬捨男でございます。

ただいま議長に発言の許可を得ましたので、一括議題となりました9議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について御報告いたします。

産業建設委員会は、3月7日午前9時30分から、巢南庁舎3の2会議室で開会いたしました。全委員が出席し、執行部から市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第16号瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例について審査をいたしました。

この補足説明として、この条例の改正については、改正前の公営住宅法で規定されていた単身入居についての一定の制限が廃止され、引き続き同様の制限を行うためには条例で規定する必要がある。本改正については、市町村の裁量となるため、単身入居者への制限を行わないことも可能だが、改正前と同様の基準とし、引き続き制限を行うこととしたい。

なお、単身の入居可能者については、従前のとおりであるとの説明がございました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第17号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について審査をいたしました。

この補足説明として、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、除害施設の設置基準の緩和を行うための改正であり、大きな会社など一定量を超える水を出す施設に対して、水質規制をして下水道管につなぐように指導している。今回の改正は、有害物質であるジクロロエチレンを、改正前に1リットルにつき0.2ミリグラム以下であったものを、1リットルに

つき1ミリグラム以下にするものであるとの説明がございました。

質疑に入り、ジクロロエチレンの有害性について、身体への影響との質疑に、無色の液体であり、液体が皮膚に付着すると凍傷したり、また発がん性の懸念も指摘されているとの答弁がございました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第22号平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を審査いたしました。

補足説明として、歳出の主なものは、一般管理費の公課費において、消費税が本則課税方式で想定していたが、簡易課税方式と決まったため減額するものと、施設管理費で修繕料を見込んでいたが、修繕の必要がなかった部分について減額するもの、委託料では、遠方監視システム構築業務委託をプロポーザル方式で実施し、その契約差金を減額するものと、公共下水道費の工事請負費で民間開発に伴う下水道管の布設を予定していたが、不必要となった分を減額するものと説明がございました。

質疑に入り、受益者分担金の内訳はとの質疑に、西処理地区で新規に加入する分である。一般世帯で9件分計上してあったが、事業所の2件分の加入に伴う差額分であるとの答弁がありました。

また、公共下水道費で工事請負費の減額の理由はとの質疑に、農地転用や開発計画などをもとに予算を組むが、予定より開発が進まなかったため減額するものとの答弁がございました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第23号平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の審査では、補足説明として、歳出では耐用年数から修繕料を見込んでいたが、修繕費で延命措置による施設修繕を行ったため残金を減額するものと、委託料で遠方監視システム構築業務委託を減額するものと説明がございました。

質疑に入り、遠方監視システムとはとの質疑に、市内3カ所の処理場で、ポンプ故障や水質悪化などの異常があると職員等にメールにて知らせるシステムであるとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第24号平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）を審査いたしました。

この補足説明として、収益的収入の有収水量で、過去の実績等からの推計に対し1.6%減少見込みのため減額するもの、収益的支出の営業用のうち原水及び浄水費において、委託料の請負差金等を減額するもの、配水及び給水費の職員給与及び委託料を減額するもの、また、営業外費用において、支出の減額により仮受消費税額が増加するため、消費税及び地方消費税の支払い予定額を増額するもの、資本的収入では、消火栓新設・改良の増加に伴う他会計負担金の増額、また近年増加傾向が弱まっていた新規加入がミニ開発等で持ち直し、加入件数が増加し

たことにより加入金を増額するもの、資本的支出の建設改良費において、工事や委託業務の請負差金や、工事計画箇所の現場条件等を考慮して、施行時期を翌年度以降に変更する必要が生じたため減額するものとの説明がありました。

質疑に入り、給与費で500万円ほど減額する理由はとの質疑に、前年度の職員配置をもとに予算編成するが、新年度に入り、実際に配属された職員給与が昨年より低かったことによるものとの答弁がございました。

また、給水収益が減った理由は有収率が下がったからかとの質疑に、水を使う量が当初予定していたよりも少なかったことによるものであり、有収率が下がったわけではないとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第29号平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計予算の審査では、補足説明として、全体としては昨年より1,277万3,000円減額している。歳出の主なものは、一般管理費の委託料で下水道台帳システムにかかわる部分で220万円減額するもの、公課費の消費税を450万円ほど減額するもの、施設管理費では、遠方監視システム構築が平成23年度で終了したため、それに関連するものを減額したとの説明がございました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

議案第30号平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の審査では、補足説明として、全体としては昨年より186万4,000円を減額している。歳出の主なものとして、遠方監視システム構築委託料の減によるものであるとの説明がございました。

質疑に入り、地域的には人口も減少していくと思われるが、使用料を増額した理由はとの質疑に、高齢化に伴い水の使用料も減ってきてはいるが、人口減少については不確定な部分もあるので、あくまでも昨年の実績で計上してあるとの答弁がございました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

議案第31号平成24年度瑞穂市水道事業会計予算の審査では、補足説明として、資本的支出の建設改良費において、北犀川橋かけかえ及びその関連した工事、一般拡張工事、一般改良工事等で2億6,283万1,000円計上してあるとの説明がございました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

最後に、議案第32号市道路線の認定及び廃止についての審査では、路線ごとに認定及び廃止の理由の補足説明がありました。

質疑に入り、認定路線の3 - 3 - 153 - 1は南の道路まで来ていないのはなぜかとの質疑に、市道認定する必要がある区間のみを認定するものであり、今回認定する隣接地は名古屋紡績の代替地として与えられており、住宅の建築や改築のときに建築制限がかかることが今回の調査により判明したため、市道認定を行うとの答弁がございました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。平成24年3月21日、産業建設委員会委員長 広瀬捨男。

議長（星川睦枝君） これより議案第16号瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおりに決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第17号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 議席番号6番、新生クラブ、棚橋敏明でございます。

議案第17号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてということで、御審査なされた結果が委員長報告にございましたが、ちょっとこの中身を読みますと、簡単に書いてはございますが、要するところ、今までジクロロエチレンの0.2ミリグラム以下であった設置基準、これを1ミリグラムに緩和したということなんですが、その下の質疑の部分で、やはりこれは非常に大変な有害性があるということが書いてあるわけですね。

これちょっと読みますと、ジクロロエチレンの有害性について、人体への影響はどの質疑に、委員の方が質問されたわけですね。無色の液体であり、液体が皮膚に付着すると凍傷したり、

また、発がん性の懸念も指摘されているとの答弁がありました。この答弁があって、例えばそのことに対して、ただ最近、これも研究機関で何かの裏づけがあって、これを緩和してもいいんだというような説明があったのかどうなのか、それがあればこのことを緩和しても僕はいいんじゃないかなと思うんですが、そういった裏づけはいかなものだったのか、そのことをちょっと委員長に御質問申し上げます。よろしくをお願いします。

議長（星川睦枝君） 産業建設委員長 広瀬捨男君。

産業建設委員長（広瀬捨男君） 議席番号9番 広瀬捨男でございます。

棚橋議員の質問にお答えをいたします。

この報告に書きましたように、執行部の回答が、先ほど言われたとおり、ジクロロエチレンの有害性についてということで、人体への影響はということで、無色の液体であり、液体が皮膚に付着すると、凍傷したり発がん性があるという回答がありましたが、それについての質問は、委員会の中ではなかった、それで終わりといういことだったんですけど。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） ということは、この懸念が遠らいたよということもなしに、これを皆さん採決されたわけですかね。要するに、これ数字でいったら、0.2ミリグラムは、今度1ミリグラムにしますと5倍ですね、5倍緩和されたわけですね。それだけの危険性はもう遠のいてるよということも何も結果としてもらってなくて、それじゃあこの根拠はどこにあるのかですね。一挙に5倍まで枠を広げてしまった根拠は一体何だったのか、そういったことも本当に議論もなかったというのは、ちょっと何か寂しさを感じますし、それと同時に、ここで指摘されている発がん性の懸念ですね、あくまでもこれは懸念でございますので、それを軽く論じられたんじゃないかなと、私はそのことに対してちょっと心配を感じます。そういったことについて、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 委員長 広瀬捨男君。

産業建設委員長（広瀬捨男君） 9番 広瀬捨男でございます。

確かに御指摘のところはあるんですが、自分の思いはありますけど、委員会以外のことは思いは述べられないと思いますので、前回の回答と同じになりますけれども、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） これ以上伺っても、ちょっと委員会の状況が目には浮かびますが、余りこのことにつきまして、激しい、本当にやはりこれ有害性がある、ここまでの答弁をされているんですから、もっと突っ込んで僕は論議すべきだったんじゃないかなと思います。それが僕

は委員会のあるべき姿じゃなかろうかなと思いますので、私もこれ以上御質問しても、ちょっと回答は得られないと思いますので、これで終わります。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 6番 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） この比率のことが私気になるんですね。なぜ0.2ミリグラムが1ミリグラムまでになってしまったのか。はっきり言って発がん性が懸念されている物質が、なぜ一挙に5倍でもオーケーになってしまうのか。例えばこれが、せめて0.5ミリグラムとか、2.5倍ぐらいのことだったら私はある程度わかるんですね。もしくは、正確なる研究機関から回答があって、国のほうに、こういったことは緩和してもいいですよという、そういう裏づけがしっかりしたものがあれば僕はいいと思うんですよ。その裏づけが、恐らく委員会に対しては御説明があったのかもしれませんが、ただ、この文言の中だけでとりましたら、非常に危険なものをただ単に緩和しただけで、より下水を広げるため、より除外設備に金を使わなくても下水を取りつけていただけのようにするため、何かそういった手前勝手なことだけで私はこれが進められているような気がしないでもないんです。果たしてこんなもんで僕はいいと思いませんし、それで本当に皆さんの命が守れるとは全く思わないんです。例えばこのことが、毎日毎日どこかでこれが、よく市長も言うておられるように、最終的にはこれは川に流れるわけですね。そのところで、果たしてこれが本当にいいのかどうか、私は本当に非常に懸念すべきことだと思うんですよ。それと同時に、こういったことに対して一挙に5倍も緩和するということが、私は非常に何か不整合を感じますので、私はここに反対として意見を述べさせていただきます。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今、棚橋議員のおっしゃったことはもっともですので、私は退席、棄権いたしますので、済みませんがよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 私も西岡議員と同じように、ちょっと判断つきませんので、退席させていただきます。

〔2番 熊谷祐子君・3番 西岡一成君 退場〕

議長（星川睦枝君） これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

〔2番 熊谷祐子君・3番 西岡一成君 入場・着席〕

議長（星川睦枝君） これより議案第22号平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第23号平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第24号平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第29号平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を

行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第30号平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第31号平成24年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第32号市道路線の認定及び廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第6号から日程第31 議案第25号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第23、議案第6号瑞穂市第1次総合計画の後期基本計画を定めることについてから日程第31、議案第25号平成24年度瑞穂市一般会計予算までを一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。
総務委員長 森治久君。

総務委員長（森 治久君） 議席番号5番 森治久です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一括議題となりました9議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、3月8日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。全委員が出席し、執行部からは市長、副市長、会計管理者及び所管の部課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

なお、議案第6号の第1次総合計画、議案第10号の公民館条例、議案第18号の一般会計補正予算と議案第25号の一般会計予算の4議案については、当委員会所管以外の教育長、教育次長、各部長にも出席を求め、質疑を行いました。

それでは、議案番号順に要点を絞って報告いたします。

まず初めに、議案第6号瑞穂市第1次総合計画の後期基本計画を定めることについては、議会基本条例の制定による任意的議決事項の規定により議決を求めるものです。

質疑では、後期基本計画の64ページに、地区の公民館や広場等の充実を図るとあるが、各地区に公民館をつくってもらえるのかとの質疑では、基本的に当市の地域のコミュニティーのつくり方を見直さなければいけないと思う。行政も縦割りで地域も縦割りでなく、横のつながりがなければいけない。自治会の中で各種団体の役員をやってみえる方と自治会役員が月に一、二回は定期的に一堂に集まって話し合う体制づくりとか、また総会のやり方も自治会でさまざまである。役員は市の代表でもあるが、地域の代表でもあるという認識で、市役所が主体ではなく、自分たちで築き上げることが必要である。ものづくりからではなく、まずは人づくりから、そしてものづくりが必要であるとの答弁がありました。

また、92ページの関係で、保育園の民間参入は、その都度検討すると答弁されているが、保育所の定員計画や建設計画を立てた上で民間参入を検討すべきではとの質疑では、今年度3月末に施設整備の調査結果が出るので、それに基づき、24年度に全体の計画を検討し実施したいとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

議案第7号瑞穂市指定金融機関の指定については、執行部より、資料として各議員のブック

スにも入れさせていただきましたが、各金融機関の健全性、利便性、地域貢献の比較や、岐阜県内21市の指定金融機関の状況について、また、指定金融機関を変更しない場合は、法的に議決事項ではないが、合併協議会での協議事項調整方針にある3年ごとの見直し事項を明確にする意味から、金融機関名及び指定期間を定め、議案としてお諮りするものであるとの補足説明がありました。

質疑では、金融機関が行事をやられる場合に、市の執行部は年間どのくらい出席されるのかとの質疑で、市長が、大共穂積会や十六会からは、案内をいただき、年に3回ほど出席していると答え、また、指定金融機関から政治献金はあるのかどうかとの質疑では、政治献金は、どこの事業所からも一切もらっていないとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決しました。

議案第8号包括外部監査契約の締結について、包括外部監査は平成22年度から始め、平成24年度も引き続き同じ監査人と契約するものとの補足説明を受けました。

この後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

議案第10号瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例についてを審査いたしました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をされた結果、当委員会への意見の報告はありませんでした。

まず初めに、執行部より資料10-2の訂正の申し出がありました。裏面の減免規定の見直し、統一についての資料において、訂正の理由として、区分、減額の見直し後の説明欄で、減額の割合は50%の1段階という意味のところを、市長が認める割合の表現だと、減額の割合を1%から99%までの幅で認めることができると誤解を生むおそれがあるため、市長が認めた場合との訂正がありました。

補足説明では、見直しの経緯として、第2次行政改革大綱に基づく公共施設の使用料の再点検、適正化が求められ、包括外部監査により、施設全体の維持管理は、全市民の税金で賄われることになるから、その維持管理費の額とサービス内容からすれば、できるだけ使用料は実情に合った金額に設定しなければ、最終的なツケは全市民に回ってくるとの指摘がありました。そのため、庁内プロジェクトチームを結成し、受益者負担の適正化について、施設ごとに収益性、法的関与の度合いをもとに分類し、適正な料金を求めた。しかし、そのまま使用料に反映させると、中には6倍から7倍と急激な値上げになってしまうところもあるので、激変緩和措置として、今回の改定幅を1.1倍から1.3倍の見直しとしたなどの説明を受けた後、次のような質疑がありました。

激変緩和のための今回の改定幅は1.1倍から1.3倍にするという説明だったが、最終的にいつまでに何倍に上げる見通しなのかとの質疑では、料金は3年ごとに見直し、最終的には負担割合の上限までの目標となる。例えば市民センターであれば、維持管理費の22.2%を使用料で賄

えるように設定している。今回は1.1倍の値上げなので、あと1回の見直しで1.6倍の値上げをすれば、負担割合に到達する試算となるとの答弁でした。

また、区分、免除の対象の共催について、共同主催なら使用料の半分は負担するとか、今まで免除だったのを今回免除しないとした理由は、また、公益の民間団体を支援する目的で免除にしてとの質疑では、共催による免除の事例が今までなかったもので、今回免除しないこととした。例えば社協が実施される場合は、市は共催している。しかし、これは共催としての免除ではなく、地域の公共団体としての免除である。過去に、民間の実施で市が共催したことがあるのは、唯一、ことし3月4日の山田香織「絆」チャリティーコンサートで、まちづくり基本条例のPRでの共催であった。しかし、これも共催としての免除ではなく、市が認めた場合での免除である。東日本大震災へのチャリティーとして、収益金を全額寄附されるという前提で市は免除とした。

また、公益の民間団体としてNPO団体やボランティア団体などがあるが、事業の内容によって免除するかないかを判断できるようマニュアルを作成していきたいとの答弁でした。

また、使用料には消費税が入っているが、消費税率が上がったら使用料もすぐ改正するのかなどの質疑では、使用料の消費税は内税なので、3年ごとの見直しまではこのままでと思っているが、今後、社会情勢の変化により管理費が増加する場合は、一度どうするかは検討したいとの答弁でした。

また、今回の料金改定により利用者が減ると思われるが、どのように考えているのかとの質疑では、今回議決されれば、すぐに施設利用説明会を開き、各種団体に、10月から使用料を改定する旨と、予算準備の説明をしたいとの答弁がありました。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

続いて、議案第11号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてと、議案第12号瑞穂市政治倫理条例の一部を改正する条例については、特に報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

議案第14号瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については、執行部より、委員8人の構成員の中に客観的に分析できる委員として識見を有する者を加えるとの説明があり、この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

議案第18号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）についてを審査いたしました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をされた結果、当委員会への意見の報告はありませんでした。

執行部より、本案に対して補足説明を受けた後、質疑では、私立保育所補助金で、この補助金は、清流みずほへの一時預かりと延長保育との説明があった。一時預かりは、補助金を出し

てやってもらっているが、延長保育は、清流みずほがうたい文句としてみずから行っているのではないかとの質疑では、根本的に市がやらなければいけない保育事業を清流会にお願いしているのが基本である。延長保育も一時預かりも障害児保育も子育て支援事業も、国・県の補助も受けながらお願いしているものであるとの答弁でした。

また、補正予算書の14ページで、国庫補助金の学校施設整備補助金が3,500万円の減額になっているが、震災があったため、当市への補助金は配分されなかったと説明があったが、約束しておいて取り消しなんて、民間だったら倒産してしまうが、国に強く要望したのか、財政はそれでいいのかとの質疑では、その件に関して、市長も憤慨されて東京へ要望に行ったが、文科省は、全国で千幾つも同様の事例があったが、耐震への補助に重点を置きたいとの説明であった。義務教育施設だから国が2分の1は当然負担するものという概念でしたが、最終的には20%ぐらいの負担もしてもらえなかったとの答弁がありました。

その後、国と市町村との約束だから、再三請求をしてもらわないといけない。市として、地方交付税なり何かでもらわないと。国もそんないいかげんなことではいけないとの意見がありました。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

最後に、議案第25号平成24年度瑞穂市一般会計予算を審査いたしました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をされた結果、当委員会への意見の報告はありませんでした。

執行部より、本案に対して補足説明を受けた後、質疑では、カキリンは市のキャラクターになっているのかとの質疑では、巢南町時代にカキリンは制定されていたが、今でもフェスタにも時々登場している。市のキャラクターとして、部長会議では、新たに設定するより、既に知名度もあるので、あるものを活用するというので、内部的には決めて使っているとの答弁でした。

また、野白新田につくる公園について、野白は急激に家がふえていて、何年も前から公園がないので、子供が遊ぶ場所をつくってほしいと要望がある。しかし、この場所では、避難場所として整備をしても親子がそこまで遊びに行かない。以前から牛牧第2保育所の西側に空き地があるが、ここのほうを優先するべきであるとの質疑に対し、安全・安心なまちづくりのために、ここは高台のため、避難場所としても遊ぶ場所としても最適である。就任当時から何回も地元からの強い要望があり、単価も保育所西側と比較しても3分の1程度で安い。これだけの面積はなかなかないとの答弁がありました。

また、校舎だけきれいにしても中身がだめではいけないが、魅力ある学校づくり調査・研究事業で予算が70万円計上されているが、どういう中身かとの質疑では、この事業は、全国で30地区、岐阜県では当市だけで実施される。照会があったときに、ぜひ調査・研究を行いたいと

手を挙げた。不登校対策について、穂積北中校区の3小・中学校で2カ年調査・研究をするものであるとの答弁がありました。

また、牛牧南部コミュニティセンター費や本田コミュニティセンター費での業務委託料が1,200万円ずつ計上されているが、センターの運営については地域のボランティアでやっていくという方針があるので、それを加味した金額になっているのかとの質疑では、これは施設管理会社への委託料で、前年同様の金額となっている。将来的には地域の皆さんで運営していくことを検討したいが、今すぐには難しいとの答弁でした。

また、地方交付税の収入の説明で、例年9月補正で計上する金額を、ことしは地方財政計画を一步踏み込んで検討した結果、本査定の確定の9月ではなくても、当初予算から前年対比6億7,000万円の増が見込めるとの説明であったが、国に頼らない市独自の財政を考えてもらいたいが、地方交付税とはどういうものなのかとの質疑では、地方交付税とは、本来地方が得べき税収を国が肩がわりして一括徴収し、それを地方に再配分する仕組みのものである。国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合を地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、財源を保障するためのもので、国庫補助金とは性質的に異なり、交付が見込めるとの答弁でした。

また、下水道の基金積立金が当初1億円で、補正で3億円とかになっているが、下水道をやるという方針なら、当初が3億円で、補正で1億円ならわかるが、当初が少な過ぎるのではとの質疑では、毎年、当初は1億円で、決算の状況を見ながら補正で積み増しをしているもので、当初はこの金額でとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

以上で総務委員会の委員長報告を終わります。平成24年3月21日、総務委員会委員長 森治久。

議長（星川睦枝君） 議事の都合により、しばらく休憩します。再開は午後1時からいたしますので、よろしくをお願いします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時03分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第6号瑞穂市第1次総合計画の後期基本計画を定めることについての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

私は、総務委員会の委員長報告に対して質疑をさせていただきます。

ちょっと6点申し上げたいんですが、私自身の発言について、大分間違っているというか、ずれているところがありまして、間違っているとされるおそれがあるので、ちょっと先に指摘させていただきます。

18ページからですが、2行目に、総務委員会の審査の経過及び結果と、経過のところですが、どういう趣旨で発言したのか、その趣旨に基づいてまとめていただきたいと思いました。

まず1点ですが、真ん中の行かえ、まず初めから6行目ですか、4行目から読みます。質疑では、後期基本計画の64ページに、地区の公民館や広場等の充実を図るとあるが、その次です。各地区に公民館をつくってもらえるのかとの質疑ではと。私はつくってもらえるかというような行政任せの発言は全くした覚えはございません。総合計画の前期計画と後期計画で、このコミュニティー施設ですね、地区の施設について比べてみますと、前期では、コミュニティーセンターも整備するとはっきり書かれていますが、今度の後期計画では、コミュニティー施設に関する記述の中でコミュニティーセンターは積極的には全く書かれていなくて、各自治会に公民館を整備しますと、このことだけが書かれているんですね。私はそれには賛成なんです、この政策の変更、変化ですねと、このとおりでいいわけですねと、今後はこのように変更されるわけですねというふうにお聞きしていますので、ここに書いてあるように、各地区の公民館をつくってもらえるのかというまとめ方は随分違うと思うので、ちょっとまず1つそこで指摘したいと思います。

それから2つ目ですが、次のページの2行目から読みますが、または92ページの関係で、保育園の民間参入はその都度検討すると答弁されているが、保育所の定員計画や建設計画を立てた上で民間参入を検討すべきではと。確かにこのとおり発言しましたが、なぜこのようにすべきか、理由をはっきり述べております。つまり、もうちょっと詳しく言っているわけですが、未満児未整備の保育園が2つ、3つあり、ここには整備していきたいと市当局は言っており、また老朽化が3園ございます。これを全部公設公営でやると言っていますので、その定員計画をした上で、なおその都度私立を検討するのは、財政が二重になるというか、過剰投資になるのではないかと思うので、まず公設公営の定員計画をきちんと立ててほしいと発言しました。

やっぱり理由をここに書いていただかないと、なぜそう言うのかが伝わらないと、総務委員会にいた人以外は。なので、理由というのはやっぱりちゃんと書いていただきたいなと思いました。

3つ目でございますが、21ページ、7行目、またの次ですが、これは私の発言が括弧書きであります。またの次です。区分免除の対象の共催について、共催に関する質問でした。共同主催なら、使用料の半分は負担するとか、今まで免除だったのをと書いてありますが、私の発言

の中で共同という言葉は、この市民協働ですね、市民参加、協働のまちづくりの協力と働くという言葉の意味で協働と申し上げました。こうやってやったのを覚えているんですが、総合計画でも協働のまちづくりとうたっているわけで、そのためには市民団体をたくさん育成しないと、協働は実現しないのでと。だから、この質疑の中の……。

議長（星川睦枝君） 熊谷議員さんに申し上げますが、今は議案第6号のことです。次に続いて10号に飛んでいっている部分がありますので、一応こちらの6号に対しての質疑をお願いしたいと思います。

2番（熊谷祐子君） ごめんなさい、間違えたと思います。そのときにします。失礼しました。

議長（星川睦枝君） それでは、委員長 森治久君。

総務委員長（森 治久君） ただいま熊谷議員から御質問がございました議案第6号についての質問で、地区の公民館や広場等の充実を図るところの部分で、熊谷議員がおっしゃられるのは、各地区に公民館をつくってもらえるのかというような質問の仕方ではなかったというようなことで、それにかかわる前段やら、その途中部分というようなことですが、あくまでも私も委員長報告として報告するには、簡潔にわかりやすくというようなことで、その意味合いの部分の何を質問されたかということも簡潔にわかりやすくというようなことでまとめさせていただいて、今回、6号議案から最後の議案まで8ページにわたってまとめさせていただいたんですけど、そのようなことで、全文を、熊谷議員が当日も約8割から9割の御質問をいただいたと思うんです。前向きに建設的な御質問をいただいたと思いますが、そんな中で、全文を載せるということがなかなかできませんでしたので、その辺は、私委員長として、思いがっかりとのせられなかったということに対してはおわびを申し上げますが、ただ、私が委員長としてそのときの委員の皆さんからの御質問をいただいた中では、熊谷議員からこのような、単純明快に言えば、公民館はつくってもらえないのか、コミュニティセンターの計画とはどのような整合性を持って考えられておられるのかというようなことであつたと思いますので、このような御質問の質疑ということで活字として載せさせていただきましたので、よろしく御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子議員。

2番（熊谷祐子君） こういうやりとりは、前回ですかね、前の定例議会のときの総務委員会の委員長報告でもやり合ったと思いますが、全文を書いてくださいとは申し上げておりません。簡潔にまとめていただくのは、それで当然のことですが、趣旨が大きく外れたまとめですと、やっぱり私としては申し上げざるを得ませんので、繰り返しますが、行政が公民館を建ててくれるのかと、建ててもらえるのかと、そういう行政任せの発言は一切しておりませんので。簡潔にするときでも、要点は外さない簡潔、方針が変わったのかと、つまり言ったわけ

ですから。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

広瀬捨男議員、今、採決をとりましたが、しっかりとお願いいたします。

これより議案第7号瑞穂市指定金融機関の指定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第8号包括外部監査契約の締結についての委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおりに決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第10号瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

先ほどは大変失礼いたしました。

続きとして、議案第10号瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について質疑をいたします。

委員長報告の21ページですが、7行目から、また区分免除の対象の共催について質問をいたしました。その次の言葉ですが、共同主催なら使用料の半分は負担するとか、今まで免除だったのを今回免除しないとした理由はというふうに聞いていると書かれていますが、この共同主催ならということですが、私は総合計画の表紙に、市民参加、協働のまちづくりとうたわれていますので、総合計画に、その協働を取り上げて、市民協働のためには公益団体の育成が大事なので、共催は今後大いに、まだ1つだけだという答弁がその前にありましたので、今後、非常に期待すると。そういう市民団体育成のためにという発言をいたしましたので、この共同の字

が、市民協働の協働、協力の協と働くという字だと思っんです。この共同主催というのは、執行部が答弁した言葉だと思っんです。私はこういう言葉では言っていないので。いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 委員長 森治久君。

総務委員長（森 治久君） 熊谷議員の御質問にどうか、共同の文字が、言葉で申し上げますと、共同って、私たちその委員会の中では、言葉だけで、活字にしてお話し合いをさせていただいておりませんでした。まさしくともに働いて、またそれを築くというようなことでの協働、そちらの協働ということでございましたのならば、これは訂正をさせていただきますので、よろしく御理解をいただきたいと思っいます。

また、議事録も含めて、当日も録音はしておりますが、なかなか活字等にかえるときは、日本語は大変難しゅうございます。その辺、今後もし委員会の中で御意見、また御質問される折には、しっかりと逆に明確にした中で、御質問、御意見をいただけたらとお願いをつけ加えさせていただきますして、訂正をさせていただきますの協働ということでよろしくお願っしたいと思っいます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 議案第10号について、21ページ、もう1点ございまして、下から9行目でしょうか。また、公益の民間団体として、NPO団体やボランティア団体などがあるが、事業の内容によって免除するかしないかは判断できるようマニュアルを作成していきたいとの答弁があったとありますが、この前の質疑で、選挙を前にして候補者が出るような団体が主な主催団体となるところとの共催については、やっぱり政治的中立条項、きちんと政治的だと言いましたね、私。それはやっぱりすごく大事なので、理由として、やっぱり理由が抜けると発言の趣旨というのはわからないので、政治的中立条項、ぜひ入れるべきではないかと発言しましたので、そこがちょっと落ちていますが、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 委員長 森治久君。

総務委員長（森 治久君） ただいまも熊谷議員から御質問いただきました。質疑というより異議であろうと思っいますが、先ほども申し上げましたとおり、一語一句熊谷議員の御質問、また御意見等いただいた文言を活字にして載せると、当然その日も、委員会は1日かけてすべての議案を審査いただいたわけですが、こちらの10号議案においても1時間ほどの時間をかけて、熊谷議員からはこの質疑に対しても15分から20分ぐらいお話しされたと思っいます。それをすべての文言を活字にさせるということにはなかなか無理が生じますので、それは本会議において熊谷議員が今後全文を筆記するべきあるというようなことであればあれなんですけど、これイタチごっこになっちゃいますので、後から、その当日お話しされたことと、当然、本日私が報

告させていただいたのは、趣旨は一緒だと思うんです。ただし、その後で色づけであったりや、されての今御発言ではないのかなというような、異議も含めて、そのようなことを考えますと、なかなか無理もあるということだけ御理解をいただきたいと思います。

また、先ほど熊谷議員が、政治的な中立的なこのような時期でございますので、そのような御発言、また御質問があったということは、この場をおかりしまして、つけ加えさせていただきます。よろしく御理解ください。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 答弁が同じなので私も同じことを言わざるを得ないんですが、発言のすべてを全文筆記とは申し上げておりません。一切申し上げておりません。事業の内容によって免除するかしないかということではなく、政治的に中立な団体との共催をするためにそういう条項を設けたらどうかと申し上げたんですから、事業の内容によってのところを、政治的に中立な団体と共催をするという、そういうふうにしていただければいいわけです。

それで、申し上げますが、議会基本条例ができて、今後は委員長が委員長報告をするというふうには明記されましたね。この委員長報告までの間に、遅くとも朝でもいいんですけど、朝ではちょっと本当は遅いんですけど、見せていただくと、少なくとも発言者には、こういった趣旨が大幅に違うというのが記録に残りますと、チェックする市民もおりますので、それから委員会以外の議員はどういう発言があったかは知りませんので、やっぱり誤解を招きますので、発言内容で、ちょっと見せていただけるように、今後ですね、これは議会全体の問題ですが、なるといいなとは思っております。

10号に関しては、以上でございます。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第11号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び瑞穂市消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第12号瑞穂市政治倫理条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第14号瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第18号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第25号平成24年度瑞穂市一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

委員長報告の23ページから議案第25号に対する報告がございますが、次の24ページの真ん中で私の発言が書かれています。またからちょっと読みますが、また、これは穂積中学校というふうに申し上げたと思うんですが、校舎だけきれいにしても中身がだめではいけないがとあって、魅力ある学校づくり調査・研究事業、予算70万円の事業内容を質疑いたしました。今の1行目ですが、校舎だけきれいにしても中身がだめではいけないがと書いてありますと、私が言ったということですね。直接話法ですね。これは、そういう市民がいるがというか、聞くがと間接話法で発言したはずですが、私はこんな言い方は思いつきませんので、それは人から聞いたことを言ったので、幾つもちょうと委員長報告が私の発言とかなりずれているんですが、少なくともここは訂正をしてもらいたいです。私がこれを言ったわけじゃなくて、それを私は聞いているがと間接話法で発言しております。以上です。

議長（星川睦枝君） 委員長 森治久君。

総務委員長（森 治久君） 再び熊谷議員から、文言の意味合いについての御質問、御異議がございました。

皆様の御理解がいただければ、私は、校舎だけきれいにしても中身はだめでないかというようなことで、全文を筆記しているわけではございませんので、このような発言をしっかりとされたら記憶しておりますし、間違いなかったと確信しております。もしそれ以上のことをおっしゃるのであれば、議事録のほうを執行部のほうに確認をしていただいて、皆様に御判断いただくことも必要かと思いますが、いかがでしょうか。

また、先ほど議案第14号においては、熊谷議員、何も御質疑、御異議を申されませんでした。このときに議案第14号では、識見という言葉に対して、熊谷議員は、よろしいですか、識見というのはどういう意味でありますでしょうか、教えていただけませんかというような御質問もございました。ただし、それは必要のないことだと思って省かせていただいてお

ります。そのようなことを、私も全文を筆記しているわけではございませんので、その辺の部分は、今回14号議案も、その熊谷議員が質問されたことを書いて報告すればよろしかったものかどうか、私、今首をかしげるところでございます。必要のない部分で皆様に報告するに十分に耐えた内容であるということで、自信を持って報告させていただいておりますので、先ほどの校舎だけきれいにしても中身がだめではいけないがというようなことに対して、その前文で、市民のお1人かお2人かはわかりませんが、市民の方が申されておりましたがということを確認をするべきかを逆にお尋ねをさせていただきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 最初がよくわからなかったんですが、議案第14号についての発言を載せていないと言われたんですかね。私、そのことについては質疑いたしておりませんので、反論されてもちょっと、全くそれは発言しておりませんので、それで結構でございますので、質疑もしておりませんので。

今は、議案第25号のことで発言をいたしました。議事録はまだできていませんよね。ですから、今確認することはできないんじゃないでしょうか。

議長（星川睦枝君） 委員長 森治久君。

総務委員長（森 治久君） 議事録ができていないということでございますが、テープは保存されておりますので、テープで確認をいただくということを御提案させていただくと、先ほど14号議案も、私はそういうような質問はしておりませんということですので、あわせてこちら、そのようなテープの文言を、しっかりと残っておると思いますので、御確認をいただきたいと思っております。以上でございます。

済みません、そこで、テープのほうを確認させていただくために、議長のほうに暫時休憩をお願いしたいと思います。よろしくお計らいください。

〔「委員長報告のとおりだと言えればいいの」の声あり〕

総務委員長（森 治久君） それでは、もう一言だけ申し上げさせていただきます。

私、委員長のその責任の中で、このような御質疑があったということで載せさせていただいております、私委員長報告のとおりで確信しておりますので、よろしく御理解ください。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 先ほどの繰り返しになりますが、今後、議会基本条例は、委員長が委員長報告は書くということが明記されましたので、やはり委員長報告まで、前日なり、大変忙しいとは思いますが、委員会だけでも、委員にはこんなふうにとまとめましたがという、やっぱり

了解は得てやると、話し合いを、そういうことを今後、新しい議会になりますが、議会改革をやっていくと。そういうことを、要望になりますが、そこで話をおさめたいと思います。以上です。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第25号平成24年度瑞穂市一般会計予算に反対の討論を行います。

その理由は、社会資本整備総合交付金事業の中に、西部縦貫道線、古橋市道13-30号線の予算が計上されております。金額は9,500万円、道路延長は240メートル、歩道幅幅をして14メートルの道路にするという工事でございます。この工事は既に3年目を迎えております。この24年度の予算分を含めると、約3億円以上の予算となっております。さらに今後もこの事業を行っていくということになりますと、将来、大きな財政負担になるのではないかと、さらには無駄な工事になるのではないかとこのことを思っております。そういう点では、今までも反対をまいりました。そういう理由で反対をしたいと思います。

2つ目に、生津ふれあい広場整備事業計画がありますが、この事業そのものには反対ではございませんが、しかし、提案された事業計画のあり方について意見がございますので、その意見を述べさせていただきたいと思っております。

総括質疑、また文教委員会の協議会の中でもこの問題を審査して、意見を述べてまいりました。整理をして、意見を述べます。

市長のマニフェストでは、この生津ふれあい広場整備事業について、関係機関と協議の上、計画立案をしますとあります。しかし、今回提案されたこの事業計画は、関係機関である体育協会、テニス、野球、サッカー関係者との意見は聞いていないと総括質疑でもありました。執行部の答弁では、この予算が可決されてから関係者の意見を聞き、設計をし、施工にかかるという方針であるということが述べられております。市長はマニフェストで、そのマニフェストの第1項に、市民参加と市民の協働のまちづくりをしていくと述べており、さらにその中では、パブリックコメントも実施していくと、そういうことを公約されております。

このマニフェストどおり実施するのであれば、新しい事業を計画し提案する場合については、

予算を提案する前に、関係機関、さらには住民とよく協議をし、計画を練り上げ、さらに必要ならば議会とも協議をして提案をしていく、こういう方向を確立するのが本来ではないかと思えます。

1月に可決しました議会基本条例の中の第8条には、重要政策等を提案するときには、しっかりした説明資料をつける必要があるということを条例で定めております。ちょっと読み上げますと、第8条、議会は、市長が提案する重要な政策等について審議等の水準を高める観点から、市長に対して次の各項に掲げる事項について説明資料を求めることができる。(1)政策等の発生源、理由、及びその背景、(2)提案に至るまでの経過、(3)検討した他の政策等との内容等々、この3つまでことは、提案までにしていく必要があると考えております。この辺が抜けておるのじゃないかと思えます。さらに4項から8項までありますが、ぜひ今後、予算で事業を計画する場合は、この議会基本条例の第8条に基づいてしっかり審議をし、説明資料をつけて提案をしていただきたいと思う次第でございます。

さらにもう1つ、広場の整備では、大月運動場の整備も、今後の課題でございます。私は、この整備計画もあわせて協議をし、計画を立案するということが必要だと思っております。この予算が通ってからも、検討されるときには大月運動場の整備もあわせて協議をし、大月運動場は何をつくるのかと、さらにこの予算は幾らかかるかと、どういう年次計画でやっていくのかと、そういう総合的な計画をぜひ立案していただくことを要望し、意見を述べ、討論といたします。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 山田隆義君。

14番（山田隆義君） この24年度の一般会計予算の委員会での審査が正当であるということで、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

1つは、旧巢南地区の古橋地内から南へはえる道路について、クレームが、意見が出ておりますが、この件については、旧穂積町と旧巢南町と合併しまして、特に旧穂積町においては、御案内のように、南北縦貫道路がきちんと整備されております。旧巢南地区においては、高木クリニックのところまでは道路拡幅ができましたけれども、そこから南へ、横屋地区のはえる道路が狭隘道路になっておりますので、南北縦貫道路に対応できる道路幅員をしたいということでございますので、当然、少ない面積の瑞穂市でございます。縦貫道路を整備することによって、環境整備を図り、地域の活性化にもなると。これは必須の条件だと思ふんですね。旧穂積地区も旧巢南地区も一緒に、平等に、いわゆる環境整備をきちっとすることが瑞穂市の限らない発展につながるということでございます。特に北部の本巢市においては、東海環状道路が、インターが糸貫地区に予定されております。そこを結んで、とにかく東も西も縦貫道路をつく

ることによって交通アクセスがスムーズになると。これは瑞穂市の将来のためにも必須の条件でございますので、どんな苦難を乗り越えてでも、そのクリアをしていただきたいというのが私の願いであります。

それから、生津のふれあい広場においても、長く土地を取得はしてありますけれども、1万坪の土地が取得してありますけれども、有効利用なされていないと。住民に還元をするためには、やはりきちっと整備をして、その使い方においては、市民に耳を傾ける、傾けないとっておるわけじゃないんです。耳を傾けるということをおられるんですから、有効に活用していただくために、市民に耳を傾けて、意見を聞くと言っておられるんだから、何の反対理由もありません。もろ手を挙げて賛成をさせていただき一念でございます。よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第32 発委第1号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第32、発委第1号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 山田隆義君。

議会運営委員長（山田隆義君） 議長のお許しを得ましたので、提案をさせていただきます。

この条例は、昨年12月の議会で、この4月に予定されております地方選挙の、瑞穂市においての4月8日告示、15日投票ということの予定されておりますが、その選挙から1名減で、20人中19名になったということでございます。それに伴う条例の一部を改正することでありまして、朗読させていただきます。

瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

次の理由により、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の2及び瑞穂市議会会議

規則第13条の規定により提出いたします。

その理由として、議員定数の変更により、瑞穂市議会委員会条例の一部を改正するものであります。以上でございます。

議長（星川睦枝君） これで趣旨説明を終わります。

発委第1号は、会議規則第37条第2項の規定のとおり、委員会には付託いたしません。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

議員定数がマイナス1で19名になったために、4つの常任委員会が5人ずつ委員がいたわけですが、どこか1つを4人にせざるを得ないという。それで文教が4人ということになるわけですが、私が委員会、それからすべての施策ですね、産業建設、文教、総務、厚生と経験してきた上で、文教を4人にするのはどうかなってやっぱり考え始めました。ことし1年間、23年度、非常に文教も揺れた議案がございました。そのときに4人というのも心細かったということは、前回この場でも申し上げました。

なぜほかの3委員会に比べて、5人ですね、ほかの3委員会は、文教を4人にするのか。文教は4人でいいということではないでしょうけれど、結果的にそういう選択になってしまいますね。大変文教というのは難しいと思うんです。なぜ文教がマイナス1になるのかと、これをちょっと御説明いただきたいなと思います。以上です。

議長（星川睦枝君） 議会運営委員長 山田隆義君。

議会運営委員長（山田隆義君） 熊谷議員の質問に対して、なぜ文教委員が4人になったのかという御質問だと思うんです。

私は、4つの常任委員会があるわけでございます。4つの常任委員会とも、甲乙のつけがたい重要な委員会でございます。だから、今までは20人でしたけれども、5、5、5、5ということになっておりましたが、これは、私は本当は4人に減らさなあかんと思っておるんだけど、1人を減らさんならんで残念だと思っておりますが、しかし、1人減に決まった以上、19名で委員活動をするわけでございますが、その中で、12月議会でもいろいろ委員会、かつまた、特にこの議会運営委員会でも話が出ました。19人をどういうふうに分けるかと。それで、総務委員会は7名にして、案としてですよ、産業建設委員会は6名、それから文教と厚生委員会を併合して、厚生文教委員会にするのか、それとも文教厚生委員会にするのかということを実は議会運営委員会でもいろいろ議論がありました。その中で、文教厚生委員会になって、全員協議会で報告したつもりなんです。報告したところが、全協で、4つの常任委員会でも今まで

運営されたものを3つにするということもどうかと。だから、従来どおり4常任委員会でいくんだと。そして、5、5、5、5に割り振ることはできないので、そうであるならば、総務にちょっとウエイトを置こうかと思ったんですけども、いや、そういうわけにもいかないということで、総務と産業建設と厚生委員会は5人ずつにすると15人ですね。あと4人は文教委員会でということで、全員協議会でお決めいただいたことなんで、それを熊谷議員が、ここで、ここが最高決議機関ではありますけれども、ここで意見を申されるということは、ちょっと経緯からいって勉強不足ではないだろうかかと思います。見識の高い熊谷議員でございますので、その辺をしっかりと自重しながら意見を述べていただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 経緯は承知しております。3つにしようとしたところが、やっぱり4つがいいとなったこととか、文教、厚生というのを一緒にしようとしたけれど、やっぱりそれは別々のほうがいいとなったとか、議運でちゃんと経緯を酌んでいるとか、経緯は承知しております。確かに勉強不足でございました。もっと早くに考えるべきでした。おくれらせながら、非常に疑問を持ったもんですから、質疑をさせていただきました。

今の答えでは、なぜ文教かという答えが出ませんが、あとつけ加えますと、私は議運の委員ではなくてオブザーバーではございますということはつけ加えますが、おくれらせながら、文教というのは非常にわかりにくいというか、判断しにくいというか、理念が絡んできますので、それで、何度も申しますが、おくれらせながら考え始めたもんですから、質疑させていただきました。

なぜ文教かという答えは、もう一回いただけますか。経緯はわかっていますので、経緯ではなくて理由です。

議長（星川睦枝君） 山田隆義君。

議会運営委員長（山田隆義君） 文教委員会が4人になった経緯を話してほしいということでございますが、経緯はわかりましたね。なぜそれなら4人になるかということなんです。

私は、私の委員長としての思いは、一番重いのは、私は総務委員会だと思うのや。なぜかといったら、予算審議をするところが総務委員会ですね。もう1つは、いわゆる文教委員会、厚生委員会、産業建設委員会でいろいろ所管の議論はしますけれども、それに予算にかかわることについてはそこで審査できませんので、審査はしても決定権はありませんので、総務委員会へ具申を申し出るということでございますが、おのずから総務のウエイトが重くなるわけですよ。だから、本当は1人でも多く総務委員会へふやすのが本当なんだと思うんですけど、5、5、5、4に決められたので、私はそれについては異論を唱えません。

もう1つ、なら、なぜ文教委員会だけが4人になったのかといいますと、一番重いのは総務委員会、その次産業建設ということは、予算執行においても、結構予算もつけますし、おまけ

に、瑞穂市の狭隘する土地の面積からいって、地の利はいいけれども、面積は少ないから、少ないところを基盤整備をしながら、道路整備しながら、地域を住んでよかったまちづくりをするためには、どうしても重要な委員会だと思えますよ。さりとて、厚生委員会においても、福祉のいわゆる包括的な審査をするところがございますから、これも重要な委員会ですよ。なら、文教も重要な委員会ではございますよ。けれども、文教というのは、いわゆる学校関係、幼稚園関係、保育関係も、教育の一貫性の中でそちらの部署になりましたけれども、ややもすると、みんな五分五分と言えば切りがないけれども、あえて言うならば、減らすところは文教委員会じゃないかなと思えますよ。だから、そういう意味で文教委員会の皆さんが御賛同を得て4になったのではないかなと思っております。だから、それは皆さんの総意があったからこそそういうふうになったわけですから、だから、これを条例改正しなきゃならんもんですから、だから条例改正の提案をしているわけですから、その辺も熊谷議員、わかっていただきたいと思えます。よろしく願います。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

この期に及んでという感じでございますが、私は文教を4人にすることに反対いたします。理由を申し上げます。3つほど申し上げます。

どれから順番に言おうかと思いますが、1番目に、教育政策というのは大変難しいということ申し上げます。理念から違えば、政策が違ってきますので、理念の衝突になりますよね。そして、教育の理念というのは、時代によって物すごく違います。今、世界的に、日本もそうですが、教育の理念を変えなければならないというふうに言われています。かねてより言われていますが、OECDのテストの結果、日本の学力が落ちているという指摘を受けてから、随分明確になりました。そして、教育政策はころころころころ変わっていますね、学力テストの中身もそうです。それを各議員が、私がしっかり学んで、瑞穂市の教育がどうあるべきかというのは、理念から学ばなければならないとなると非常に難しいというので、私はほかの委員会より1人少ないというのは反対です。教育政策の難しさからです、1番。

2番は、これ日本の教育は、御存じだと思いますが、日本の教育費というのは先進国の中で最低ですね。まず予算が日本は教育には余り使わないと。今、ソフト面でしなきゃいけないと

ということがわかってきていますが、今、若者の教育も雇用にもつながっていますが、それも大変落ちています。そして、教育格差は親の格差がそのまま子供に及んでいるというのがあります。理念に引き続いて2番目に、これから経済的に、財政的に教育にどれだけお金をかけていくかということが大変重要だと思しますので、本当に瑞穂市のように子供の数がふえていて、おかげさまで言いたいところですが、この子供たちに対して市はどのように責任をとっていくのかと。非常に重要だと思しますので、そういう特殊事情というか、財政的な事情ですね、これが2番目です。

3番目に、堀市政になって5年目だと思しますが、いろいろなことが改善されたという声は聞きますが、今回、前回の定例議会でも申し上げましたが、教育だけは悪くなったと言われていきます。もちろん言わない人もいますよ。人によりますから。人はいろんな意見があるわけですから。でも、私もそう思います。ですから、教育の分野で力を抜くわけにはいかないと。本当に市としても、議会としても、教育に今までよりなお一層力を入れなければならない。考え方が違いますから、理念が違えば、議論をするところからしなければならぬとするなら、4人より、ほかの委員会のように5人のほうがいいわけです。まず議論が大事です。

という以上3点から、私はやっぱり5人より4人になるということは、4人でもいいかという、結論的にはそうなりますから、それはちょっと私は待てよと、これは納得できないなと思しますので、平成24年度、新年度から、反対をさせていただきます。以上です。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 山田隆義君。

14番（山田隆義君） 私は提案者でありますので、力強く趣旨も含めて説明申し上げました。それに対して賛成討論をせよということでございますので、基本的には私はする立場ではございません。が、今までの経緯を申し上げて、それも皆さんがよくわかるように説明申し上げた。皆さんがこれをお決めになったんですよ、昨年12月の全員協議会で。熊谷議員さんはそこまで本会議場で執拗に討論、かつまた、いわゆる反対討論まで押し込んでおられるということは、やはり人間というものは、意見を言ってもいいけれども、妥協するところがなければ接点は見出せませんよ。どこまででも妥協しないと、家庭崩壊もするし、議会崩壊もしますよ。瑞穂市の繁栄にはつながりません。やはり意見は幾ら言ってもいいんですよ。幾ら論争してもいいんですよ。なぜかといったら、議員は、市民の選挙で選ばれた代表でございますから、幾ら論争してもいいけれども、最後に接点を見出すときは、やはり妥協していくと、これが議員の使命じゃありませんか。最後まで自分の主義主張を貫くと、それでは瑞穂市民のためになりません。それは議員の使命じゃありません。議員の使命は、各層、各界からおのずから自分の支持する人を、尊敬できる人を代表として投票して、選んで、立たれるわけでしょう。だから、おのず

から議論を、闊達な意見を出して、意見論争するのは必要ですよ。それを封じ込めすることはありません。封じ込めするほうがまた間違っているんですから。しかし、自由闊達に市民のために、瑞穂市の、国のために一生懸命論争した後、一定の方向づけの接点が見出せて初めて、私は議員の誇りある議員の使命を果たせたものと思っております。そういう意味でありますから、あえて賛成討論の立場ではございませんけれども、皆さんに訴えたい。特に4月、当市の議員選挙においては、そのぐらいの心の広い見識のもとに立候補して、市民の洗礼を受けていただいた後、出られた議員は、瑞穂市の将来の平和のために、繁栄のために、しっかりとらえて議論を闊達にやっていただきたいために、私はあえて賛成討論する立場ではございませんが、あえて申し上げたい。まげて壇上に上がらせてもらったわけでございますので、お許しいただきたい。だから、強い信念のもとに提案をしておりますので、よろしくお願ひします。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願ひます。

起立多数です。したがって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第33 発議第2号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第33、発議第2号消費税増税に反対する意見書についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。

消費税増税に反対する意見書を提案いたします。

まず提案に入る前に、私にとってこの議会が最後の発言の機会になりますので、この場をおかりしまして、皆さん方に最後のお礼を述べたいと思ひますが、議長さん、よろしいでしょうか。

議長（星川睦枝君） はい、どうぞ。

11番（小寺 徹君） 私は、巢南町の町会議員2期と、瑞穂市の市議会議員2期、特例期間が1年間ございましたので、通算いたしますと17年間議会で活動をさせていただきました。こ

の間、議員の皆さんとは、市長から提案される議案をしっかりと論議をし、協議を重ねて、一致できる問題については一致をして、修正をし、よりいい方向に持っていくとか、また、国への意見書などでは、協働できるものは協働で提案して、意見書を提案し可決すると、そういうことで、議員の皆さんに大変御協力をいただきました。この場をおかりしまして、感謝を申し上げます。

私は、日本共産党の議員として、3つの点を中心に活動をしてまいりました。

まず1つは、瑞穂民報を発行して、定例議会ごとに議会、市政の報告をしてまいりました。市民の皆さんからも、議会の状況がよくわかるということで、大変喜ばれておりました。

2つ目は、住民の皆さんの声を市政に届ける、そのことを実現させるために、実現を目指して頑張っただけでありません。一般質問では、すべての定例議会で欠かすことなく質問をし、市民の声を議会へ届けてまいりました。その中で、子供さんの医療費の年齢を拡大するというのも、その実現に協力をしてきました。また最近では、住宅リフォーム助成制度の実現にも努力をしてきたところでございます。

3つ目の観点は、不正や無駄がないよう、しっかりチェックをする役割も果たしてまいりました。最後の4年間は、皆さん方の御推薦で監査委員として、会計行政が正確で、無駄なくやられているかもしっかりとチェックをしてきたつもりでございます。

今回、私は引退をいたしますが、ここにお見えの議員の皆さんは、全員立候補を予定されて、頑張っておられます。1月に決めました議会基本条例をしっかりと身につけ、議会の活性化と市民のための議会を目指して頑張ってくださいよう、よろしく願いいたします、感謝のお礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

それでは、消費税増税に反対する意見書の提案をさせていただきます。

賛成者に、西岡一成議員、山田隆義議員の賛同を得まして、提案をいたします。

野田政権は、社会保障と税の一体改革と称して、消費税を2014年には8%、2015年には10%に増税するという大増税計画を今国会に提案しようとしています。なぜ被災者がこんなに苦しんでいるさなかに大増税に追い打ちをかけるのかという声、さらには、きょうの新聞の報道によりますと、世論調査によれば、「消費税増税に反対」「どちらかといえば反対」を合わせますと、56%の反対となっております。この意見書で、瑞穂市民の消費税増税反対の声を国に届けるよう提案をしたいと思っております。

それでは、提案書の案文を朗読して、提案にかえたいと思っております。

消費税増税に反対する意見書。

1997年、自民党・橋本龍太郎内閣は消費税を3%から5%へ引き上げ、社会保障「改革」を強行して、国民に9兆円の負担を押しつけました。その結果、景気は一気に悪化し、倒産・廃業が相次ぎました。

民主党・野田佳彦内閣が今推し進めようとしている消費税増税と年金給付削減が実施されれば、13兆5,000億円が国民の懐から奪われます。東日本大震災の被災地はもとより、地域経済への大打撃ははかり知れません。

日本商工会議所など4団体が行った消費税の転嫁にかかわる実態調査結果から、消費税率を引き上げれば小規模企業の7割は価格に転嫁できないことが明らかになりました。「売上高の小さい中小企業者ほど、消費税の販売価格への転嫁ができていない」と政府税調の資料でも明らかです。

日本チェーンストア協会は、消費税率引き上げは「さらなる消費の低迷を招く」と政府の姿勢を批判し、日本百貨店協会は「将来不安の解消につながる道筋をつけないまま、具体的な税率ばかり明示した増税論議が先行することに反対する」と消費税増税に懸念を示しました。さらに、日本商工会連合会は、「増税分の価格転嫁が困難な中小業者にしわ寄せが行き」「中小企業の資金繰りがさらに厳しくなり、滞納件数の増加を招きかねない」として「安易な消費税率引き上げ等に反対」。全国中小企業団体中央会は「個人消費の冷え込みを増幅し、増税分の価格転嫁が困難な下請企業、小売企業等中心に中小企業の負担を強いる」などと、いずれも野田内閣の進める「社会保障と税の一体改革」に反対もしくは強い懸念を表明しています。

今、消費税増税を強引に実施すれば、「財政再建」どころか、消費を冷え込ませて税収を減らし、多くの中小企業が廃業に追い込まれて、地域が荒廃することは明らかです。

よって、国及び政府においては、消費税の増税を行わないよう強く求めるものである。

提出先、内閣総理大臣 野田佳彦様、財務大臣 安住淳様に提出をいたします。

以上、提案を終わります。

議長（星川睦枝君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。

発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 議席番号12番 若井千尋でございます。

小寺議員におかれましては、17年間の長きにわたり、地域の安全・安心のために多大なる御

尽力を賜りまして、心より御礼申し上げます。本当にお疲れさまでした。

公明党と共産党さんという立場こそ違いますが、それはそれとして、大変に人として、先輩として尊敬申し上げております。本当にお疲れさまでした。

今、御提案いただきました意見書について、少し御質問させていただきます。

消費税増税に対する意見書に対して、私は公明党の議員として、現在国会で議論されている消費税増税に対して賛成をする立場ではございません。ただ、公明党の消費税増税の反対の考え方を少し大まかに述べさせていただきます。

1つ、社会保障の全体像が示されていない。2つ、景気回復が十分でない。3点目、国会議員の定数削減、また国家公務員の給与削減というようなことで、身を切る改革が十分に行われていない。4点目、消費税は社会保障だけに使うということが約束されていないなどなどが、公明党が消費税増税の反対する理由でございますが、このような点についてどのようにお考えかをお聞かせください。

議長（星川陸枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今、若井議員が、公明党の立場から消費税の問題点をいろいろ指摘されて、反対であるということを言われました。

今回の提案は、消費税の財源をどうするかとか、社会保障はどうだとか、いろいろ議論はございますけれども、まず1点考えてほしいのは、消費税増税反対1つで一致点を見つけて、この意見書を出すということを主眼に置いておるということを第一に考えてほしいと思います。

さらに、いろんな諸施策については、私は日本共産党でございますから、日本共産党のいろんな提案の考えを持っております。その中の一例を申しますと、この消費税増税を反対する。しからは財源をどうするんだというふうな論議になってきます。私たち日本共産党が提案しておるのは、もっと大企業や大金持ちから財源を出してもらう必要がある、応分の負担をしていただく。この社会保障と税の一体改革の中では、大企業には減税をするということを言っております。それには反対である。もっと応分の負担をしていただく。さらには、大企業の中には、260兆円近い内部留保金があります。これを税の問題、税の特例措置、さらにまた労働者の賃金、国民に還元をさせる、こういうことをしっかりと求めていくということが必要と考えております。

さらに、今回の社会保障と税の一体改革の中では、社会保障がよくなるという展望が全然出てきません。年金の支給年齢もだんだん引き上げていくということとか、社会保障がよくなるという展望もなく、消費税は増税をする、社会保障はもっとこれより悪くなるよというような内容の法案じゃないかなということを私は思っておりますので、とてもこの制度に参加し賛成することはできないというのが私どもの立場でございますけれども、この意見書は、要するに消費税によって、さらに庶民の懐からお金を巻き上げるのは反対しよまいかということで一致

できればありがたいなということを思っておる次第でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、小寺議員がおっしゃいました。ただ、この文章の中に、社会保障と税の一体改革には反対もしくは強い懸念を表明されておるといことが入っておりますし、ただ、これ私どもとしまして、社会保障と税の一体改革は、これは避けて通れないことだといふふうに議論しておりますし、また、お話しありました消費税増税の反対という1点でまず今回とらえるというお話でございましたけれども、いずれにしまして、去年の3・11以降、東日本を中心に、復興、復旧に対しての財源のことであるとか、また、公明党は、同時にこういう税のことを取り上げるときに、景気回復も含めて、過去においてはエコポイント制度なんかも導入させていただきまして、景気回復に努めてきました。ですから、こういうような考え方に同調していただけるのであれば、この消費税増税の反対という議論というかその1点では考えないわけでもございませんけれども、そのようなことに考えを同調していただけるのかどうかをお聞かせください。

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 実は、この意見書の案を提案されておるのは、中小企業者の団体では民主商工会から瑞穂議会へ請願を出してくれということで要望を受けまして、紹介議員として請願を出す準備をしておりましたけれども、請願を出して、委員会審議して、いろいろとしておるより、意見書として議員として提案したほうがいいということで、きょう提案をしたわけでございますので、中小企業の立場からずうっと書いてあると、業者の立場から書いてあるということをおひとつ御理解を願っておきたいと思っております。

主張しておるのは、こういう困ると、大変だということが中心に文が記述されております。

社会保障の問題につきましては、当然社会保障をよくしていくというのは必要でありますし、その財源をどうするかということと、さらに、景気回復のことを言われましたが、景気回復をどうするかということについては、先ほど言いましたように、大企業側のお金を吐き出させねば、財政再建もできませんし、景気回復もできないと思います。景気回復をするには、まず雇用と賃金を上げて、庶民の懐を温かくし、買う意欲を持たせ、購買力をつけて、消費を拡大し、財政再建がとなる。その財源のもとは、大企業の内部留保金をもっと引き出し、応分の負担をさせる。さらに税についても、大企業の法人事業税を減税ではなくて、以前の税率に引き上げて、応分の負担をする制度にしていくと。そういうことをしていけば、財源を確保し、社会保障も充実する方向も出てくるし、景気回復、雇用の拡大、労働者の賃金の引き上げもできるのではないかと考えて、公明党さんの意見とは一致しておるのではないかと思う次第でございますが、いかがでございますでしょうか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 小寺議員は、公明党と一致しておるのではないかなということをおっしゃいましたけど、これは先ほど冒頭でお話したように、こういうことを私たちはまず第一に、本来、私、今この意見書を見せていただきまして、本当に自分自身も力不足だなと感じることは、これをもう少し御提案をいただければ、文章等でまた提出できるような、改めて力をつけなければいけないなと思いましたが、質問ではございませんけど、そういうことも感じながら、この意見書に関しての文言では、社会保障と税の一体改革も懸念しておられるというような文言が書いてありましたものですから、そのことだけちょっと一致しておるかどうかわからんことがありますので、そこだけを最後に述べさせていただきまして、質疑を終わります。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 議席番号1番 堀武。

少し小寺議員に質問をしたい点があります。といいますのは、今、小寺議員から、労働者の賃上げとか、大企業の200兆円を超える留保金ということをおっしゃっておりますけれども、今、状況的にグローバル社会で、日本企業の大半が、生産部門が海外に行っていることも事実だと思えます。その辺のことを含めて、じゃあ900兆円の日本の借金に対する、じゃあ子々孫々にその返済方法というのはどのような形でいけるのか。現実的に賃上げというよりも、韓国の企業、自動車産業にしても、エレクトロニクスというんですか、電気製品に関しても、価格競争で、日本の企業というのは、全面とは言いませんけれども、その辺のことですごくおくれをとっているのも事実です。下請に関しても、トヨタの下請にしても、日産の下請にしても、インドなりアメリカなり、拠点を移していく、その状況というのは、何もこのような小寺議員が言われているような形ではないと思っております。

そうした場合に、じゃあその財源をどこに求めるかといった場合に、やはり広く浅く消費税3%というのをこれから上げるということは必要なことだろうと私は思っております。

ただし、さっき若井議員が言われたように、国会議員の定数削減、公務員の給与削減、それから天下りの問題、いろいろの問題点は多分にあると思えます。その辺のことをクリアして、消費税の引き上げというのは当然必要になる。

というのは、所得税云々と固定資産税とか、いろんな件を含めてでも、少子化の問題からいろいろの問題を含めると、どうしても消費税というのは上げざるを得ん。今言うように、社会保障、年金の問題でもそうですけれども、ここまで究極的に危機感を持った場合に、やはりそ

の辺のことを含めると、もう少しその辺のグローバル的な国際社会の中での位置づけというのをどのように考えているのか。そうしないと、国内だけの消費だけでは、日本の経済というのは成り立たないというのは、前のときも、過去のときに、第三次産業というんですか、商業的な産業で日本の国内経済がもつというのがあったんですけども、現実的にはそのような形はとれません。あくまでも生産主体な国内で成り立たないと経済は成り立たないと私は思っておるものですから、その辺のことを含めてどのように考えているのか、借金の件に関してどのように考えているのか、もう少し、この点での反対というのは私はちょっと納得はできないものですから、その辺のグローバルなことはどのように考えているのか、ちょっと御説明願えればと思います。以上です。

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 堀議員からは、日本経済はグローバル化しておると。大企業から内部留保を吐き出すとか、税金をたくさん取るというと、海外へ行ってしまわへんかという御心配の懸念の質問と、それからもう1つは、今、日本の政府は900兆円の借金があると。その借金をどういうふうに戻していくのかが、この消費税との関係でどうかという質問だったと思います。非常に大変な質問でございます。

私の思いは、日本企業が海外へ出て、海外で生産しても、同じように海外で税金を払い、海外の労働者には社会保障の負担をしながら経営をしております。私は、特にヨーロッパ、海外へ企業が進出し、その労働者を雇用する場合は、その国の労働者の賃金の水準で雇用し、また社会保障の負担金もそれぞれ負担をしておるわけです。特にフランスなんかは、社会保障の負担金が、労働者と経営者の割合は、経営者が7割、労働者が3割という形で、非常に経営者の負担が多いわけですね。だけでも、そういうところへ進出しておると。当然採算が合うということで今進出していっておるわけです。法人税をふやしたり、内部留保の負担をということといえば、海外へ進出してしまわななくて、経営者自身が判断してやっておる問題です。ですので、そう影響はないと思いますし、さらに、日本の経営者も、日本の国民に責任を負い、日本の産業を空洞化させない、日本の産業をどうしていくかという、そういう良心を持って、もうけ主義じゃなく良心を持って経営に当たっていくということも、今後必要じゃないかなと思います。

さらに、政府の財政計画につきましては、ちょっと私は答えられません。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 今言いましたのは、長期的に考えた場合に、私も零細な形でやっています。消費税も非常に負担に、最終的な決算のときになって、本当に四苦八苦しているのも現実です。ただ、言われるように、冷静に考えた場合に、消費税で賄わないと、要するに企業所得

もそうですけれども、長期的な点を考えたときには、福祉面を含めて、これはやっていかなきゃならんという形で、ただ、今言われるように、この内容的なことに関しての消費税増税に反対に関しては、私自身も少し偏った考えでないかと思っておるものですから、そのような質問をさせていただきます。以上です。よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 山田隆義君。

14番（山田隆義君） 消費税増税の意見書のほうで、提出者は小寺徹議員でございますが、賛成者は山田隆義もなっております。しかし、消費税増税のみで判断すると反対をいたしますが、しかし、ここで、消費税増税をやらなきゃならんということは私もよくわかっています。増税をやらなんだら、国債を発行して、どんどんどんどんと国債を発行しなあかんと。借金ばっかりつくって、将来にツケをつくるということでは、これは消費税増税に反対をいたしません。ツケを先送りしてはいけませんので。しかし、そこで消費税だけ増税ということは反対いたしますが、消費税増税についてはやらなければならないと思っております。なぜやらなければならない前提条件かといいますと、先ほど公明党の若井議員が言われたように、いわゆる社会保障が担保されていないと。社会保障がきちんと担保されれば、消費税増税を是といたしますが、社会保障についてはうやむやにしておると。増税だけ先行しておると。これでは増税を許すわけにいかない。

それとその前に、私は質疑じゃないの。質疑の前に、消費税増税に対して賛成者として提案しているから、提出者の共産党の小寺議員が、ただ消費税だけだと。それに対して、社会保障の問題とか、行政改革の問題とか、そういうことをきちっとやられれば、私は増税をしますけれども、だけど、その件についてはリンクされていないから、どうですかと聞かれると、提出者の小寺議員は、共産党の立場で、消費税増税だけは反対ということで提案者になっておるんだと言われるから、私も同類項に思われてはたまりませんので、同類項で、中身も同類項じゃないんですよ。反対は反対なんだけど、同類項ではないということだけは物を言いたいわけですよ。よろしいですか。だから、皆さん、その辺を、同類項だと私を思ってもらいとさいが、イコール共産党の小寺議員が、私、一緒にしてもらっては困るんや。私はあくまでも保守系、無所属の市民クラブの山田でございます。党は関係なしに、市民の代表を堅持しておりますので、よろしくお願いします。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

発議第2号を原案のとおりに決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立少数です。したがって、発議第2号は、否決されました。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は3時からお願いいたします。

休憩 午後2時49分

再開 午後3時02分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第34 発議第3号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第34、発議第3号若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

12番 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 議席番号12番 若井千尋です。

ただいま星川議長よりお許しをいただきましたので、意見書を提出させていただきます。

清水治議員、庄田昭人議員に御賛同いただきまして、若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は、朗読をもってかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書。

2008年の金融危機以降、とりわけ若者の雇用は厳しい状況が続いており、昨年の東日本大震災に加え、超円高に見舞われ、さらなる悪化が懸念されます。

日本は技術立国として知られていますが、少子高齢化の進展により担い手の育成は急務で、前途有望な若者たちに活躍の場がないことは、社会全体にとっても大きな損失です。

さらに、長引く景気低迷は、若者の正社員への道を閉ざし、現役学生が安定を求めて大企業志向を強める一方、就職できなかった者は、職業能力向上の機会が著しく失われ、仕事の本質的な魅力に触れる機会も少なくなります。

このような状況の中、若者雇用の非正規化が進む要因の1つとして、「情報のミスマッチ」が上げられます。それは、多くの中小企業がハローワークを通じて求人する一方、学生側は就

職支援サイトを多用しているというミスマッチです。また、中小企業の情報が乏しいために、それが学生の企業志向を助長させ、雇用のミスマッチを生んでいるとも言えます。

よって政府は、若者の雇用をめぐるミスマッチ解消のため、以下の項目を迅速にかつ適切に講じるよう強く求めます。

1. ハローワークと就職支援サイトの連携強化で中小企業に関する情報提供体制の充実を図ること。

1. 企業現場での実習を行う「有期実習型訓練」を実施する中小企業に対する助成金制度を拡充すること。

1. ジョブカフェ強化型事業や、「ドリームマッチ・プロジェクト」の継続、または同様の取り組みの拡充を図り、学生と中小企業の接点を強化すること。

1. 地域の中小企業と関連団体が協力し、新入社員への基礎的な職業訓練・能力開発を一体的に実施するなど、中小企業への定着支援の充実を図ること。

なお、提出先は、野田内閣総理大臣、小宮山厚生労働大臣、枝野経済産業大臣、平野文部科学大臣。以上でございます。

地方自治法第99条の規定に基づく議案を、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出いたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（星川睦枝君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。

発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 若井議員に1つだけお聞きしたいのは、学生というのは、これは大学生を指しているのか、それとも高・中学生を指しているのか、その辺の学生という定義をちょっとだけお教えいただければ、その点ですけど、よろしくお願いします。

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 堀議員の質問にお答えします。

私の記憶では、たしか中学生とか高校生は生徒と言っていて、学生というのは大学生のことを指すかと思しますので、この場合の学生は、全国的には本当に7万人以上の方が就職ができないような状況になっておるということを聞いておりますので、大学生を指しているというふうに認識しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 今の大学生の就職活動というのは、私も昔のことしか余り記憶がないものですから、確かに大学生はハローワークは使わなくて、大学と企業との直接的なことが多かったと思うものですから、このハローワークと就職支援サイトというんですか、この辺のことの、ハローワークの現時的な大学生に対する就職支援というんですか、体制というのは、もしわかっていれば教えてほしいんですけども。

過去には、私たちがあれしたときには、ハローワークというんですか、ここは大学生に関してはなかったような気がするものですから、今現時的にはその辺のことはどうなっているか、もしわかれば結構ですけれども、よろしくお願いします。

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 答えにならんかと思えますけど、細かい数字はつかんでおりません。ただ、そういう現状が起こっておるがゆえにこのミスマッチの解消ということで提案させていただいておることでございます。この中にもうたっておりますけど、今堀議員がおっしゃったように、ほとんどの方が、中小企業はハローワークで求人をする、今御指摘があった学生は就職サイトということで、全くかみ合っていない分だけ、優秀な中小企業が多い中で、学生がそちらへ行かずに、大企業への志向が強いということが問題になっておるといふか、たくさん中小企業でもいい企業はあるのにもかかわらずということで、そういう部分では、今現状がどういふ数字になっておるかということ、済みません、ちょっとつかみ切れていません。申しわけありません。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 余り私も詳しくないものですから大きなことは言えんですけど、就職活動は、各企業と、それから学生の間が直接にやっているのが今現状なような気がするものですから、そのようなことを含めれば、若井議員が言われるように、ハローワーク、それから就職支援サイトというんですか、その充実というふうには、すごく必要になってくると思います。また、それと同時に、学生自体も、上昇志向というんじゃなくして、やはり優秀な中小企業に関して、その辺に目を向けるような形の支援というのはこれから必要になってくると思うものですから、その辺のことを申し述べさせていただいて、質問にかえさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第35 土地財産調査特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第35、土地財産調査特別委員会の中間報告の件を議題にします。

土地財産調査特別委員会で継続調査事件となっております土地財産の管理状況について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

土地財産調査特別委員会委員長 広瀬武雄君。

土地財産調査特別委員長（広瀬武雄君） 議席ナンバー7番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、土地財産調査特別委員会の実施状況についての最終御報告となりますが、申し上げたいと存じます。

本委員会は、平成23年6月定例会におきまして、第23回の会議までの報告を申し上げたところでございます。その後、平成23年9月8日、第24回目の会議、平成23年12月14日、第25回目の会議を開催いたしましたところでございます。

その内容につきまして、簡潔に御報告を申し上げておきたいと存じます。

まず、第24回土地財産調査特別委員会につきましては、未利用地の不法占拠防止措置として、瑞穂市の市有地であることを明確にする立て看板の設置をいたしました。平成23年8月に35カ所の設置をした旨の実施報告を受けたところでございます。また、立て看板設置についての市有地であることの公共用財産維持意思表示を明らかにするのはもちろんでありますけれども、同時に、近隣もしくは一般の応募機会を高めていただく売却方向へ進めていかれることを期待

するものであります。このほかには、未利用地の処分可能な農地の中で、農地として利用可能の土地については、隣接の田畑の耕作者に売り払い手続を進めたいとの提案、未利用地の中で境界が確定していない土地の随時現地確認などをし、境界画定を進める実施案などが示されました。

いずれにいたしましても、このごろの景気低迷、買い控え、不動産需要の落ち込み等々、厳しい経済環境の中でありまして、未利用地が少しでも処理できるよう、積極的な準備対応を申し添えましたところでございます。

続きまして、第25回目の特別委員会では、前回の24回の特別委員会開催以降の未利用地経過状況の報告でありましたが、1つには、野白新田にあります未利用地ですが、現在地は市街化区域の農地であります。農地法第4条、農地転用の制限の申請によって造成工事を進められ、処分への道筋を立てるという報告でございました。当委員会でも、売却案としてリストに上がっていたものでございますので、粛々と進められるよう申し述べたところでございます。また、このほかには、事業課より代替地要請ということで2件ほど報告がありました。いずれも、これらは公共事業に寄与できる処分優先的に考えていただければ大変有効な活用案だということで、特に異論を唱えられた委員はありませんでした。

その他、売り払い予定ということで、旧下畑消防倉庫の用途廃止により、近隣の方への売却予定の報告がございました。

以上が、執行部からの案件として上がってきたものでございますが、当委員会では、未利用地一覧表の箇所ごとに、さらに今後も鋭意努力され、土地処理に当たっていただきたい旨を申し述べ、散会することになりました。

本委員会は、御存じのとおり、平成20年6月24日に第1回を開催いたしまして、その当時の未利用地件数は48筆でございました。そのうち第13回までに5筆、地積にして909平米、金額は1,359万1,910円の売却処分、また、第14回以降におきましては、リストの見直しを図りまして、46カ所の未利用地より、現在まで3カ所、地積にして475平米、金額は479万1,600円の売却処分をいたしました。

第25回をもちまして土地財産調査特別委員会最終回といたしましたが、公共財産の健全な運営には欠かせない大事な委員会であり、引き続き存続を期待して、最終報告とさせていただきます。平成24年3月21日、土地財産調査特別委員会委員長 広瀬武雄。以上でございます。

議長（星川睦枝君） これで土地財産調査特別委員会の中間報告は終わりました。

土地財産調査特別委員会委員長の中間報告に対する質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第36 下水道推進特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第36、下水道推進特別委員会の中間報告の件を議題にします。

下水道推進特別委員会で継続審査事件となっています下水道事業の推進状況について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

下水道推進特別委員会委員長 藤橋礼治君。

下水道推進特別委員長（藤橋礼治君） 議席番号17番、新生クラブの藤橋礼治でございます。

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、下水道推進特別委員会の実施状況について報告をさせていただきます。

当特別委員会は、平成22年12月定例会において設置されてから、本日までに8回にわたり開催してまいりました。この間、瑞穂市の下水道事業をどのように進めていくべきかを慎重に審査を行い、一方では提案もしてまいりました。その経緯を簡略に説明をしますと、まず1つ目に、下水道事業に伴う財政面について審査をし、将来の財政負担の軽減を図るため、基金の増額を提案いたしました。

2つ目といたしまして、政策形成の過程で、市民にも計画の段階から下水道事業に対する理解を深めていただくために、下水道の説明会を開催することを提言しました。このため、市では、自治会長の協力のもと、昨年8月には自治会連合会研修会におきまして実施し、そして11月からは、順次校区単位での説明会を開催されているとの報告も受けております。

3つ目といたしまして、特に下水道事業の中でも根幹的施設となる下水道処理場用地について審査をしました。処理方式の選定に始まって、それより必要面積を算出・確認した上で、コンサルタント及び執行部から説明を受け、候補地選定を慎重に審査を行い、最終的に候補地の絞り込みを行いました。この候補地については、市長部局との思いと合致し、合意に至ったものでございます。

その後、執行部より、関係の自治会長に地元説明会を開催してほしいと要請を折衝されているようですが、難航しているとの報告を受けているところでございます。処理場用地の決定は、下水道事業推進における最も重要な事項であり、今後も粘り強く交渉を継続していただくことをお願いするものでございます。

そこで、これまで下水道推進特別委員会として審議を進めてまいりましたが、来る4月30日をもって瑞穂市議会議員の任期満了により当特別委員会も自動的に消滅することになります。しかし、下水道事業は、瑞穂市にとって最重要課題であります。議会としても今後審査をして

いく必要性もあるものですので、来る市議会議員選挙後、新しい議員構成になっても、下水道推進特別委員会の目的を承継する委員会を設置され、引き続きさまざまな課題を審査されることを議長に提案し、当特別委員会委員長の報告とさせていただきます。平成24年3月21日、下水道推進特別委員会委員長 藤橋礼治。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで下水道推進特別委員会の中間報告は終わりました。

下水道推進特別委員長の中間報告に対する質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第37 議員派遣について

議長（星川睦枝君） 日程第37、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第162条の規定により提出しております。

内容については、平成24年4月19日に、東海市議会議長会の主催による定期総会及び情報交換が岐阜都ホテルで開催されるため、議長に同行して会議に出席する副議長を派遣したく思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

閉会の宣告

議長（星川睦枝君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成24年第1回瑞穂市議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

閉会 午後3時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年3月21日

瑞穂市議会 議長 星川 睦枝

議員 広瀬 捨男

議員 土田 裕